

平成 24 年度事前分析表

	ページ
政策 1 国家公務員の人事管理の推進	1
政策 2 適正な行政管理の実施	4
政策 3 行政評価等による行政制度・運営の改善	6
政策 4 地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等	11
政策 5 地域力創造	13
政策 6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	15
政策 7 地域主権型社会を担う地方税制度の構築	17
政策 8 選挙制度等の適切な運用	18
政策 9 電子政府・電子自治体の推進	20
政策 10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	21
政策 11 情報通信技術高度利活用の推進	22
政策 12 放送分野における利用環境の整備	24
政策 13 情報通信技術利用環境の整備	25
政策 14 電波利用料財源電波監視等の実施	27
政策 15 ICT 分野における国際戦略の推進	29
政策 16 郵政行政の推進	30
政策 17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	31
政策 18 恩給行政の推進	32
政策 19 公的統計の体系的な整備・提供	33
政策 20 消防防災体制の充実強化	35

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-①)

政策名 ^(※1)	政策1：国家公務員の人事管理の推進			担当部局課室名	人事・恩給局 総務課 他3課室	作成責任者名	人事・恩給局総務課長 堀江 宏之
政策の概要	能力実績主義に基づく人事管理の徹底、多様な人材の確保と活用、国家公務員給与等の改定、退職手当制度の適正な運用、職員の再就職に関する情報公開等適正な退職管理の推進及び職員の高齢化への対応等の取組を通じて的確な人事管理を推進する。また、公務員が持てる能力を十分発揮できる環境を整備するため、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、職員の能力開発・啓発の推進等の取組を行う。					分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	的確な人事管理を推進し、公務員が持てる能力を十分発揮できる環境を整備するとともに、国家公務員制度改革を推進することにより、国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現する。					政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標		基準(値) ^(※2)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
能力及び実績に基づく人事管理を徹底すること	1	職員（本府省庁の課室長級）のうち、評価者講座を受講した割合	12.4%	23年度	約25%	24年度	能力実績主義の人事管理の徹底のためには、人事評価制度が適正かつ公正に実施される必要があることから、「評価者の目線合わせ」を目的とした「評価者講座」を平成21年度から開催しており、23年度から本府省庁の課室長級対象コースを設けたところ。 基準値及び目標値については、人事・恩給局が全数受講を目標として評価者訓練を実施する、本府省庁の課室長級の受講者割合を示したもの（これらの職員については、各本府省庁の中核にあり、人事管理上重要な位置を占めていることから全数受講を目標としているもの）。 ・基準値＝473人（平成23年度受講者数）／3,800人（本府省庁課室長級想定全数）×100 ・目標値＝（473人＋473人（平成24年度目標受講者数））／3,800人（本府省庁課室長級想定全数）×100
	2	採用昇任等基本方針に基づく任用の状況のフォローアップ	平成23年12月21日に、平成22年度の任用の状況に係るフォローアップの結果を公表	23年度	フォローアップの着実な実施	24年度	採用昇任等基本方針（平成21年3月3日閣議決定）に基づく任用の状況についてフォローアップを行い、その実態について公表することは能力実績主義に基づく人事管理の徹底を図ることに資するものであるため指標として設定。
多様な人材を確保し活用すること	3	発達障害者の雇用促進方策を検討するための「チャレンジ雇用」の推進状況	（平成23年度新規施策）	—	総務省における発達障害者の職場体験実習の着実な実施	24年度	発達障害者の雇用促進方策の検討により、チャレンジ雇用が推進され、社会的要請も含めた多様な人材の確保及び活用を図ることに資するものであるため指標として設定。
	4	各種人事交流の推進と実施状況のフォローアップ	下記のとおりフォローアップの結果を公表 （府省間人事交流の実施状況） 平成23年8月12日公表 （国と地方公共団体との間の人事交流状況） 平成23年12月21日公表 （民間から国への職員の受入状況） 平成24年1月25日公表	23年度	フォローアップの着実な実施	24年度	各種人事交流を推進し、その状況についてフォローアップすることは、官民の相互理解、人材育成、多様で有為な人材の確保等にも資するものであるため指標として設定。
国家公務員給与等の改定及び退職手当制度の適正な運用を行うこと	5	一般職給与法及び特別職給与法に係る検討の着実な実施	平成23年9月30日 人事院勧告 10月4日 第1回給与関係閣僚会議開催 10月25日 第2回給与関係閣僚会議開催 10月28日 第3回給与関係閣僚会議開催、公務員の給与改定に関する取扱いについて（閣議決定）	23年度	本年の人事院勧告を受け、給与関係閣僚会議を開催し、公務員の給与に関する取扱方針の閣議決定に向けて検討を行い、政府方針に基づき適切に対応	24年度	国家公務員の給与については、平成24年2月29日に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により平成24年4月から平成26年3月まで給与減額支給措置を講じているところ。本年の人事院勧告が出された場合、人事院勧告を踏まえて、国政全般の観点から検討を行った上で公務員の給与に関する取扱方針を閣議決定し、政府方針に基づき適切に対応する必要があることから、目標として設定（平成23年度実績を基準として、目標を設定）。
	6	国家公務員の退職手当の支給状況や民間企業の退職金の状況等を参考とした退職手当制度の見直しに係る検討の着実な実施及び改正の状況	「退職手当の支給状況（平成22年度退職者）」、「平成23年度民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」を実施し、退職手当制度の見直しに係る検討に着手	23年度	平成24年度中に国家公務員退職手当法改正法案を国会に提出	24年度	国家公務員退職手当制度の在り方やその支給水準については、民間企業の状況等に係る人事院の調査結果・見解及び「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の議論を踏まえ、官民較差の解消や、いわゆる「希望退職」制度の導入等の必要な措置を講ずることとし、所要の法案を国会に提出することを目指していることから、指標として設定（雇用と年金の接続等との関係から、平成24年度中との目標を設定）。

職員の再就職に関する情報公開等適正な退職管理を推進するとともに、中高年期の職員の活用を図ること	7	国家公務員法に基づく再就職情報の閣議報告及び公表の着実な実施	・平成23年6月17日（同年1月1日～3月31日分）、同年8月26日（同年4月1日～6月30日分）、同年12月22日（同年7月1日～9月30日分）、平成24年3月27日（平成23年10月1日～12月31日分）にそれぞれ閣議報告し、公表 ・平成23年8月26日に平成22年度分を公表	23年度	閣議報告及び公表の着実な実施	24年度	適正な退職管理を推進する上で職員の再就職に関する情報公開が重要であるところ、国家公務員法において、再就職情報の内閣一元管理・公表の実施が規定されていることから、指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標を設定）。 また、同様に、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）等において、独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表の実施が定められていることから、指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標を設定）。
	8	独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表の着実な実施	平成23年12月22日に平成23年度における独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況を公表	23年度	公表の着実な実施	24年度	
	9	再任用職員数	5,078人	23年度	前年度実績を上回る数	24年度	中高年期の職員の活用を図る上で、雇用と年金の接続の重要性に留意することが重要であるところ、退職管理基本方針（平成22年6月22日閣議決定）等において、再任用制度の活用が掲げられていることから、指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標値を設定）。 また、職員が自ら退職後の新しい生活に備え生活設計を行っていくことが重要であるところ、その支援を行い、高齢期の職員の意識改革の推進を図る方策として「退職準備プログラム」を実施。「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」を踏まえ、これを着実に推進していくため、退職準備プログラム等担当者等講習会における講義内容の充実を図るとともに、キャリアカウンセリングを平成24年度において試行的に実施し、より効果的なプログラムを実施していく必要があるため、費用対効果を意識した上での有効性等に関するアンケート調査結果を指標として設定。 【参考】人事・恩給局による退職準備プログラム等担当者等講習会の参加者数：778人（平成23年度）
	10	人事・恩給局による退職準備プログラム等担当者等講習会の参加者及びキャリアカウンセリング受講者に対するアンケート調査結果（有効であると回答した者の割合）	参加者の80%	23年度	参加者の85%超	24年度	
職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進すること	11	育児休業取得促進のための啓発講演会の参加者に対するアンケート調査結果（参考になったと回答した者の割合）	参加者の84.4%	23年度	前年度水準超	24年度	男性職員等を対象とした啓発講演会やパンフレット等の啓発活動を有意義にすることは、男性職員の育児休業等の取得を促進し仕事と生活の調和を実現することにつながるため指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標値を設定（前年度水準超））。 【参考】育児休業取得促進のための啓発講演会の参加者数：303人（平成23年度）
職員の能力開発・啓発を推進すること	12	各種啓発事業の参加者に対するアンケート調査結果（有効であると回答した者の割合）	各省幹部懇話会：97.2% 官民幹部合同セミナー：100% 官民交流セミナー：100% 内閣重要政策研修：98.9% 管理職員プロフェッショナルセミナー：100% 新任管理者合同セミナー：96.8% 新任管理者基本セミナー：93.3% 人事及び労務管理者啓発課程：100%	23年度	各事業とも前年度水準を維持	24年度	各種啓発事業は、全政府的観点に立った人事管理施策の一環として行われているものであり、これを着実に行うことで政府職員としての意識及び一体性が確保され、職員の能力開発・啓発が推進されるため指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標値を設定（既に極めて高い水準に達しているため、前年度水準を維持））。 なお、各種啓発事業は、昨年度のアンケート調査の結果、高い満足度が得られている。引き続き、参加者に対し、費用対効果を意識した上での有効性等についてアンケート調査を行い、改善すべき点等といった意見を聴取することで、より効果的な事業への見直しを行っていく。 【参考】各種啓発事業の実績（平成23年度） 各省幹部懇話会 実施回数：5回、参加者数：79人、アンケート回答数：72人 官民幹部合同セミナー 実施回数：2回、参加者数：41人、アンケート回答数：40人 官民交流セミナー 実施回数：2回、参加者数：46人、アンケート回答数：46人 内閣重要政策研修 実施回数：2回、参加者数：95人、アンケート回答数：88人 管理職員プロフェッショナルセミナー 実施回数：2回、参加者数：22人、アンケート回答数：22人 新任管理者合同セミナー 実施回数：1回、参加者数：312人、アンケート回答数：285人 新任管理者基本セミナー 実施回数：12回、参加者数：878人、アンケート回答数：776人 人事及び労務管理者啓発課程 実施回数：1回、参加者数：15人、アンケート回答数：15人
職員の心の健康づくりを推進すること（自殺防止対策を含む。）	13	各府省等の管理監督職員やカウンセラーを対象とする心の健康づくりのための講習会等の着実な実施	各種講習会等の受講者数（約4,400名） 各種講習会等の受講者に対するアンケート調査結果（有効であると回答した者の割合：96.9%）	23年度	前年度水準を維持	24年度	各府省等の管理監督職員やカウンセラーが、職員の心の健康づくり（自殺防止対策を含む。）を有効に推進できるよう、受講者のニーズに合致した講演会、講習会、e-ラーニング等を幅広く実施する必要があるため指標として設定。 なお、昨年度のアンケート調査結果については、高い評価を受けているが、さらに精査、改善を図り、より効果的な講習会等を実施していく。 【参考】各種講習会等の受講者：500人、e-ラーニングの受講者数：3,900人（平成23年度）
	14	各府省等における職員の心の健康づくり（自殺防止対策を含む）施策実施状況の把握	各府省等における施策の実施状況を把握	23年度	実施状況の把握及び把握結果を踏まえた総務省実施策の見直し	24年度	政府全体を通じた職員の心の健康づくり（自殺防止対策を含む。）の一層有効な推進を図るため、各府省等が独自に行っている自殺防止対策等の実施状況の把握及びその結果を踏まえ、総務省での実施施策に取り組む必要があるため、指標として設定。

達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等
		22年度	23年度			
(1)	人事管理推進事業(昭和40年度)	163百万円 (155百万円)	138百万円	115百万円	1～14	国家公務員制度の企画・立案及び人事管理に関する総合調整等を行うため、能力・実績を重視した人事制度の推進、公務部門における高齢者雇用の推進、多様な人材の確保の推進等に資する調査研究や講習会等を実施していることから、施策目標の全てに関連する。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)または実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-②)

政策名 ^(※1)	政策2：適正な行政管理の実施		担当部局課室名	行政管理局（企画調整課、管理官室）	作成責任者名	企画調整課課長 山下 哲夫 行政管理局管理官 菅原 希	
政策の概要	国の行政組織等の減量・効率化並びにITを活用した行政運営の効率化及び国民の利便性向上を図るとともに、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。				分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めることにより、簡素で効率的な政府を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性の確保及び透明性の向上を図る。				政策評価実施予定時期	平成25年8月	
施策目標	測定指標	基準(値)	※2		※3		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標(値)	目標年度		
行政需要に応じた、効率的・効果的な行政の実現並びにITの活用による行政運営の効率化及び国民の利便性向上を実現すること	1 平成25年度機構・定員審査	平成24年度末定員 299,758人	23年度	各種の改革、業務見直しの結果を反映した機構・定員審査の実施	24年度	機構・定員の審査において、行政改革実行本部の取組、行政事業レビュー、地域主権改革、情報通信技術の活用等の反映や、業務量に応じた定員の再配置と減量・効率化を図ることは、行政需要に応じた効率的・効果的な行政の実現につながり得ることから、指標として設定。 ※平成21年度末定員は「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）によるもの	
		平成21年度末定員 302,263人（※）	21年度	平成25年度の各府省の合理化目標数を設定し、21年度末定員の2%以上を合理化	24年度		
				平成22年度から26年度までの5年間に21年度末定員（※）の10%以上を合理化	25年度		
2	IT投資によって得られる投資対効果の状況	「政府情報システム改革検討会」等を開催し、IT投資による効果を適切に評価できる指標の在り方について検討	23年度	投資対効果の向上の推進	24年度	IT投資によって得られる投資対効果の向上を推進することは、行政運営の効率化及び国民の利便性向上に資することから、指標として設定。 <備考> ・平成24年3月に、政府情報システムの改善・刷新について検討を行う場として、IT戦略本部及び行政改革実行本部の下に「政府情報システム刷新有識者会議」が設置され、今後、同会議の議論を踏まえた検討が必要。	
3	新たなオンライン利用に関する計画に基づく施策の推進状況	費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直し及び重点手続に係る業務プロセス改革について検討	23年度	・申請等手続に係る費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直しの推進 ・オンライン重点手続に係る業務プロセス改革の推進	25年度	①費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直し②現に行われているオンライン利用を含む申請等手続に係る業務について、制度全体を視野に入れつつ、手続に係る業務フローを分析し、その手続の必要性や業務の在り方を含めた見直しを行う業務プロセス改革を推進することは、行政運営の効率化及び国民の利便性向上に資することから、指標として設定。 <備考> 「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）においては、手続所管府省が当該手続の特性等に応じて、それぞれオンライン利用範囲の見直しや業務プロセス改革の成果指標の設定をするとしているところ。目標年度については、新たなオンライン利用に関する計画の計画期間が平成23年度から25年度であることから25年度と設定。	
行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	4	行政手続制度について、申請に対する処分のうち新設されたものに係る審査基準の設定割合	70.1%	21年度	100%	24年度	申請に対する処分のうち新設されたものに係る審査基準について、その設定状況を把握し、適正な運用を促すことは、行政運営における公正の確保及び透明性の向上につながることから、指標として設定（法令の規定により審査基準が言い尽くされているものを除き、100%となることを目標として設定。）。
	5	行政手続制度について、意見公募手続における意見提出期間30日以上の件数の割合	93.1%				

行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること	6	行政不服審査制度について、6か月以内に審査請求が処理された件数の割合	47.1% (国:53.2% 地方:41.0%)	21年度	現況より増加させることとし、70%を目指す	24年度	審査請求について、個別の事案に応じて事務処理に要する期間が異なることに留意しつつ、処理期間の傾向を把握し、簡易迅速な手続の実施を促進することは、国民の権利利益の救済につながることから、指標として設定(平成21年度実績値を基準として目標を設定)。
	7	行政不服審査制度について、審査請求の処理期間が1年を超える件数の割合	16.7% (国:12.1% 地方:21.3%)	21年度	現況より減少させることとし、5%を目指す	24年度	
国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上を図ること	8	国の行政機関等における情報公開制度において、延長等手続を採ることなく、情報公開法に基づく開示請求から30日以内に開示決定等がされたものの割合(行政機関及び独立行政法人等)	行政機関 : 87.1% 独立行政法人等 : 79.7%	22年度	平成22年度値より増加	24年度	行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、原則的な開示期限である30日以内に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、指標として設定(平成22年度実績値を基準として目標値を設定)。 <備考> 開示期限の短縮等を目的とした「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第60号)を、第177回通常国会において内閣官房より提出。
	9	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の適切な管理のための監査実施率(行政機関及び独立行政法人等)	行政機関 : 97.6% 独立行政法人等 : 90.2%	22年度	平成22年度値より増加	24年度	適時の監査の実施により個人情報保護の適正な運用が促進され、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、指標として設定(平成22年度実績値を基準として目標値を設定)。
	10	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等)	行政機関 : 498件 独立行政法人等 : 2,006件	22年度	平成22年度件数より減少	24年度	行政機関等における個人情報の漏えい等の発生件数を減らし、個人情報の適切な管理を実施することは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、指標として設定(平成22年度実績値を基準として目標値を設定)。
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	
		22年度	23年度				
(1)	平成25年度の各府省の合理化目標数の設定及び平成25年度機構・定員審査の実施、IT投資によって得られる投資対効果の向上の推進、オンライン重点手続に係る業務プロセス改革の推進(昭和21年度)	225百万円 (131百万円)	180百万円	180百万円	1~3	平成25年度機構・定員審査の過程を通じ、平成25年度における各府省別定員合理化数を設定するとともに、各種の改革、業務見直しの結果を各府省の機構・定員審査に反映する。 業務・システム最適化計画及びオンライン利用拡大行動計画に基づいた各府省の取組について、モニタリング等のフォローアップを行い、業務・システムの刷新や重点手続のオンライン利用を推進することで、行政運営の合理化・効率化及び国民の利便性向上を達成する。	
(2)	行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用(昭和37年度)				4~7	申請に対する処分のうち新設されたものに係る審査基準の設定状況及び意見公募手続における意見提出期間の設定状況を把握するなどし、これらを踏まえて行政手続制度の適正な運用を促すことは、行政運営の公正の確保及び透明性の向上につながる。 審査請求の処理期間の傾向を把握し、これを踏まえて行政不服審査制度における簡易迅速な手続の実施を促進することは、国民の権利利益の救済を図ることにつながる。	
(3)	国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用(平成13年度)	120百万円 (94百万円)	108百万円	107百万円	8~10	施行状況調査の実施等により国の行政機関等における制度の運用状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修を通じた制度の趣旨の徹底を行い、情報公開制度・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することは、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上、国民の権利利益の救済を図ることにつながる。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 測定指標に対する年度ごとの目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-③)

<p>政策名^(※1)</p>	<p>政策3：行政評価等による行政制度・運営の改善</p>						<p>作成責任者名</p>	<p>行政評価局総務課長 三宅 俊光</p>
<p>政策の概要</p>	<p>各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査の実施により、行政制度・運営の見直し・改善を推進するほか、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価の推進や、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談を実施。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。</p>				<p>担当部局課室名</p>	<p>行政評価局総務課他2課室</p>	<p>分野【政策体系上の位置付け】</p>	<p>行政改革・行政運営</p>
<p>基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】</p>	<p>行政評価機能の更なる発揮を通じて聖域なく行政運営を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現に努める。</p>						<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成25年8月</p>
<p>施策目標</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準(値) 基準年度</p>	<p>(※2) 目標(値) 目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠</p>				
<p>政府内における第三者的な評価専門機関として、各府省の政策・業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること</p>	<p>1 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況</p>	<p>【全国規模の調査】 平成22年度に着手した調査5本のうち4本については、23年度末までに勧告等を行った。残る1本については、24年4月に勧告を行った。</p>	<p>23年度</p>	<p>【全国規模の調査】 平成23年度新規調査8本について24年度末までの適期に勧告等を行う。また、24年度新規調査10本のうち1本は24年度末までに勧告等を行うとともに、9本については25年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める。(別紙参照)</p>	<p>24年度</p>	<p>それぞれの調査テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。なお、勧告までの期間は23年度実績をも勘案し原則として12か月としている。</p>		
		<p>【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務への調査委員のシフトにより、地域計画調査の実績なし。</p>	<p>23年度</p>	<p>【地域計画調査】 年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、順次、地域における行政上の問題について地域計画調査を実施し、具体的改善を図ること。</p>	<p>24年度</p>	<p>行政評価局調査のうち、地域計画調査は、特定の地域における行政上の問題について具体的改善を図るためのもので、原則として年度内に調査及び改善意見の通知等を行うもの。</p>		
		<p>【常時監視活動】 震災対応に係る各府省等の取組方針や動向について常時監視活動を実施(その結果を踏まえ、関係府省に対し、2件の改善通知を行った。)</p>	<p>23年度</p>	<p>【常時監視活動】 各府省の取組方針、動向等について常時監視活動を展開し、必要に応じ、機動調査等の実施を行うこと。</p>	<p>24年度</p>	<p>関係行政機関の動向、社会的な問題の発生状況等について、常時、情報を収集・整理・分析し、行政上の課題を把握する「常時監視活動」を展開することにより、より時宜に応じた調査テーマの選定、機動調査等の対応につながるもの。</p>		
	<p>2 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況</p>	<p>全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率 98.2% (2回目のフォローアップ)</p>	<p>23年度</p>	<p>平成24年度に改善措置状況(2回目のフォローアップ)を求めた、既往の全国規模の調査に基づく勧告等における指摘事項の全てについて、改善が図られるようにすること(改善措置率100%)。</p>	<p>24年度</p>	<p>既往の勧告等に基づく各府省の改善措置状況を求め、政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況を把握するとともに、政策や業務の特性に応じ改善効果を定量的に把握することは、行政評価局調査の実施による政策の見直し、行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。</p>		
<p>勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、政策や業務の特性を考慮して一部定量的に把握した。</p>	<p>23年度</p>	<p>勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、政策や業務の特性に応じ定量的に把握する。</p>	<p>24年度</p>					
<p>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと</p>	<p>3 各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率</p>	<p>記載率：78% (抽出方法)各府省の震災対応状況等を踏まえ、簡易な方法により確認することとし、各府省別、研究開発・政府開発援助・新規事業評価・各公共事業等別に評価書を計100件抽出して確認した。</p>	<p>23年度</p>	<p>記載率：100% (評価書の記載率の向上について、各府省を集めて開催する会議などを通じて周知徹底を図る。)</p>	<p>24年度</p>	<p>平成22年に「政策評価の情報の公表に関するガイドライン」が策定され、総務省はガイドラインの定着に努めているところ、その定着状況を把握するため記載率を目標として設定したほか、ガイドライン定着に向けた総務省自身の取組を目標として設定したものの。</p>		

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	4	各府省における「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）に基づいた評価書の改善方針の実施状況	各府省において試行的取組を実施するとともに、行政評価局において「政策評価の実施に関するガイドラインの一部改正」及び「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」を取りまとめた。	23年度	改善方針を実施した府省の割合：100%	24年度	目標管理型の政策評価の改善方針については、「平成24年度行政評価等プログラム」において「各府省との情報交換や実態把握に努めつつ、円滑な実施を推進する」とされたところである。当該方針に基づいた評価書が作成されることにより、メリハリのある分かりやすい評価の推進、統一性・一覧性の確保が図られるもの。 また、当該方針は政府全体としての取組であり、政策評価の実施主体である各府省において着実に実施されるべきものであることから、目標値として、目標管理型の政策評価を行っている府省における連絡会議了承に基づいた評価書の改善方針を実施した府省の割合を100%と設定。
	5	客観性担保評価活動（政策評価の点検）の実施状況	平成24年度税制改正要望に際し各府省が実施した租税特別措置等に係る165件の評価について、点検結果を23年11月に税制調査会に報告した。	23年度	平成25年度税制改正要望に際し各府省が実施した租税特別措置等に係る全ての評価について、税制改正作業に資するよう、適期に点検結果を税制調査会に報告すること。	24年度	客観性担保評価活動は、各府省の政策評価の質の向上とそれを通じた政策の見直し・改善等を目的とするもの。予算編成に関連が深い政策評価等に特化して、客観性の確保、質の向上等を図るための点検を行うこととしていることから、左記のとおり租税特別措置等に係る政策評価の点検について目標を設定。
行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	6	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	36件	23年度	36件以上	24年度	行政相談制度は、国の行政に関する相談を受け付け、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるものである。このため、行政相談委員との協働を充実させながら、行政に対する国民の具体的な苦情案件をできるだけ吸い上げることは、制度の機能発揮の上で欠かせないことから、左記測定指標について前年度実績以上の件数を確保することを目標値として設定したもの（平成23年度実績値を基準として目標値を設定（23年度実績以上））。
	7	行政評価局（管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。）受付の相談件数のうちの苦情件数	2,243件	23年度	2,250件以上	24年度	
	8	行政相談委員が管区行政評価局又は行政評価事務所に処理協力を求めた相談件数	1,076件	23年度	1,100件以上	24年度	
	9	行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数	200件	23年度	200件以上	24年度	
年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	10	年金記録に関するあっせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行うまでに要する期間（全国平均））（特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情により処理を終えられないものを除く。））	転送からあっせんまで139.4日（平成22年度受付事案の処理完了時期 24年1月末）	23年度	転送からあっせんまで120日以内（特に平成23年度受付事案については遅くとも24年9月末までに処理）	24年度	申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成23年度実績値を基準として目標値を設定（23年度実績より早期））。
達成手段（開始年度）		補正後予算額（執行額）		24年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	
		22年度	23年度				
(1)	行政評価等実施事業（総務本省）（昭和29年度）	130百万円（77百万円）	103百万円	148百万円	1～9	いわば政府のレビュー機能として、 ○ 必要性・有効性・効率性等の観点から、各府省のみでは評価しがたい複数府省にまたがる政策や業務の実施状況について、全国的規模の調査により、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方針を提示（行政評価局調査機能） ○ 各府省が実施する政策評価について、目標管理型の政策評価の改善方針策定等による政策評価の推進及び政策評価に関する調査・研究、研修の実施等を通じて質の向上を図るとともに、各府省が行った評価の点検を実施（政策評価推進機能） ○ 国民からの国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん、行政相談委員との連携、行政苦情救済推進会議や行政評価局調査機能の活用等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営を改善。また、行政相談及び行政相談委員制度の活用促進のための広報、相談の満足度を高めるため相談対応者の能力向上を図る研修等を実施。（行政相談機能）	
(2)	行政評価等実施事業（管区行政評価局）（昭和29年度）	560百万円（481百万円）	515百万円	541百万円	1～9		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準（値）または実績（値）を記載。

(別紙)行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行い、各調査の内容に応じて適時適切な時期に勧告等を行う。なお、調査の進捗状況を踏まえ、早急な対応が求められるものなど内容や必要性に応じ、随時に勧告等を行うほか、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとまり次第、公表する。

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価・監視
<23年度から継続実施>	<23年度から継続実施>
<p>○ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.12～)</p> <p>本政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成24年度末目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>※法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価については、平成24年4月20日に評価結果を取りまとめ、勧告等を行った。</p>	<p>○自殺予防対策に関する行政評価・監視(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、自殺予防対策に係る関係府省の推進体制、自殺の実態等の把握状況等を調査し、「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)の見直しに反映、活用されるようにするために実施するものであり、また、見直し後の同大綱に基づく関係府省の予算要求に反映されるよう、平成24年6月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>(参考)自殺総合対策大綱の見直しに反映、活用されるよう、24年6月22日に内閣府、文部科学省及び厚生労働省に対し勧告を行った。</p> <p>○国等から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)に関する調査(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、国等からの補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況、国等と公益法人の契約の締結状況等を調査し、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)等に沿った取組の着実な実施を促進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成24年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>(参考)24年7月31日に関係府省に対し、勧告を行った。</p> <p>○鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視(H23.9～)</p> <p>本行政評価・監視は、鳥獣の生息状況及び農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成24年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視(H23.10～)</p> <p>本行政評価・監視は、農地転用規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の実施状況等を調査し、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図るために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成24年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視(H23.12～)</p> <p>本行政評価・監視は、医薬品等の承認審査の実施状況、後発医薬品の普及促進策の実施状況、医薬品等の副作用等報告の実施状況等を調査し、医薬品等の供給の迅速化の推進、後発医薬品の普及促進及び医薬品等の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係機関の運用の改善のみならず、予算編成にも反映・活用されるよう、平成24年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視(H24.1～)</p> <p>本行政評価・監視は、高齢者等のうち、社会的孤立のリスクが高いとされる者の把握状況、高齢者の社会的孤立を防止する対策の実施状況を調査し、併せて災害時における高齢者の保護、安否確認体制の整備状況等を調査し、高齢者の社会的孤立の防止対策を推進するために実施するものであり、関係機関における対策の見直しや改善に反映・活用されるよう、平成24年12月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—(H24.3～)</p> <p>本行政評価・監視は、技能実習生及びEPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ並びに留学生の在籍管理に関する施策を中心として、不正行為の防止や受入れ目的の達成等のための取組状況を調査し、関係行政の改善等に資するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成25年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価・監視
<24年度新規着手>	<24年度新規着手>
<p>○消費者取引に関する政策評価（総合性確保評価）（H24.12（予定）～） 本政策評価は、消費者取引に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成25年度末を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査－東日本大震災に係るものを中心として－（H24.4～） 本行政評価・監視は、申請手続等に係る負担の状況、東日本大震災の復興支援に伴う申請手続の緩和等の実施状況などを調査し、国民負担の軽減を図るために実施するものであり、できる限り早期に取りまとめ、平成25年3月を目途に勧告等を行う。 なお、本行政評価・監視の中で併せて実施する「許認可等の統一的把握」については、24年12月を目途に結果を取りまとめ、公表する。</p> <p>○震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急・復旧対策を中心として－（H24.12（予定）～） 本行政評価・監視は、東日本大震災への対応の検証を踏まえ、防災計画の改定状況、改定後の防災計画に基づく防災対策の実施状況、災害応急対策の実施状況等を調査し、震災対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p> <p>○契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－（H24.12（予定）～） 本行政評価・監視は、二者以上の応札があった役務契約について、契約の実施状況、予定価格の設定状況、応募（応札）条件の設定状況、契約に係る情報の公表状況などを調査し、契約における実質的な競争性の確保に資するために実施するものであり、各府省の契約業務の改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p> <p>○科学研究費補助金の適正な使用に関する行政評価・監視（H24.12（予定）～） 本行政評価・監視は、研究機関における科学研究費補助金の適正管理に関し文部科学省が講じている措置とそれによる効果、受給機関における研究費の適正管理の推進体制や仕組みの整備状況等を調査し、科学研究費補助金の適正な使用の確保に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p> <p>○農地公共事業に関する行政評価・監視－農業水利施設を中心として－（H24.8（予定）～） 本行政評価・監視は、農業水利施設の維持・管理の状況を調査し、既存施設の有効利用を図り、ストックマネジメントの取組を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p> <p>○特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視（H24.12（予定）～） 本行政評価・監視は、特別民間法人及び特別法人の業務・運営状況、これら法人に対する所管府省の指導監督の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものであり、指導監督の適切な実施等に資するよう、平成25年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p> <p>○設立に認可を要する法人に関する調査（H25（着手時期調整中）～） 本行政評価・監視は、設立認可等の審査の実施状況、行政庁による指導監督の実施状況、国等からの補助金の執行及び委託業務等の実施状況などを調査し、設立認可や指導監督の適正化を推進するために実施するものであり、行政庁による認可や指導監督の運用改善を早期に図るべく、調査着手後、おおむね1年を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p> <p>○医療安全対策に関する行政評価・監視－医療事故及び院内感染対策を中心として－（H24.8(予定)～） 本行政評価・監視は、国等による医療安全対策の実施状況、医療機関における医療事故対策及び院内感染対策の実施状況を調査し、医療機関における医療安全対策の向上に資するために実施するものであり、医療安全に係る運用の改善に反映・活用されるよう、平成25年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>

政策評価(統一性・総合性確保評価)	行政評価・監視
	<p>○刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 (H25 (着手時期調整中) ~)</p> <p>本行政評価・監視は、刑務所出所者等に対する就労支援対策の実施状況、高齢者又は障がいを抱える刑務所出所者等に対する地域生活定着支援事業の実施状況などを調査し、刑務所出所者等の社会復帰支援を推進するために実施するものであり、効果的な支援のための改善が早期に講じられるよう、調査着手後、おおむね1年を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行えるよう調査を進める。</p>

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-④)

政策名 ^(※1)	政策4：地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等				担当部局 課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民基本台帳室、市町村体制整備課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	総務室長 吉永 浩
政策の概要	地域主権の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地域主権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。						分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地域主権型社会の確立を目指す。						政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度			
地域主権型社会の確立に向けた地方制度の構築が進むこと	1 地方自治制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数の法定上限数の撤廃、市町村に対する基本構想の策定の義務付けの廃止などを内容とする地方自治法改正法は平成23年5月2日に公布 総理大臣の諮問機関である、第30次地方制度調査会を平成23年8月24日に設置し、議会を始めとする住民自治のあり方、大都市制度のあり方、基礎自治体のあり方について諮問 第30次地方制度調査会で取りまとめられた意見を踏まえ、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度、違法確認訴訟の創設などを内容とする地方自治法改正案を平成24年3月9日に国会へ提出 	23年度	第30次地方制度調査会の審議状況等を踏まえ、大都市制度等の見直しに取り組む	24年度	地方公共団体の運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治の仕組みそのものについても、地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていく観点から、地方自治制度を見直すことが地域主権改革を推進するために必要と考え、指標として設定。		
	2	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 地方公共団体への情報提供等の状況 	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供	23年度	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供	24年度	平成の合併が一区切りを迎え、今後は、自主的な合併のほか、市町村間の広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、市町村がこれらの中から最も適した仕組みを主体的に選択できるようにする必要があるので、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。	
住民の利便が増進すること及び国及び地方公共団体の行政が合理化されること	3 住民票の写し等の交付に係る住民の利便性の向上	コンビニでの交付サービス導入団体44団体	23年度	コンビニでの交付サービスについて新たに10団体の導入	24年度	コンビニでの交付サービスが拡大することは、住民の利便性の拡大につながるため、指標として設定。		
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	4	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における行政改革の取組状況 地方公共団体への情報提供等の状況 	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供	23年度	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供	24年度	各地方公共団体においては、これまでの改革の成果を維持しつつ、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、引き続き自主的に行政改革に取り組むことが必要と考えられるため、取組状況を把握し、情報提供等を行うことを指標として設定。 【参考(平成23年度実績)】 ○地方公共団体における行政改革の取組状況(平成24年3月16日公表) ○地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会報告書(平成24年3月29日公表)	

地域主権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	5	地方公務員数の推移	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	23年度	地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報の提供	24年度	地方公務員の給与については、地方公務員法等の趣旨を踏まえ、議会で十分議論の上、情報公開等を徹底しながら、各地方公共団体が主体的に適正化等の取組を進めることが重要。地方公共団体の定員管理については、効率的で質の高い行政を実現するために、地方公共団体自らが地域の実情に応じ、自主的・主体的に人事配置を行うことが重要。国としては、国民・住民の理解と納得が得られるものとなるよう、必要な情報の提供や技術的助言を行うことが重要であるとの観点から、指標としてを設定。目標(値)については、地方公共団体が主体であるため、総務省が行う取組について記載。
	6	ラスパイレス指数の状況	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供	23年度	公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供	24年度	【参考(平成23年度実績)】 ○地方公務員数の推移 地方公共団体の総職員数278万8,989人(対前年比▲24,886人)(平成23年4月1日現在) ○ラスパイレス指数の状況 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数98.9(H22ラス:98.8)(平成23年4月1日現在) ○給与制度・運用の適正化 適正化の取組例(平成23年4月1日時点) ・給与の「わたり」(注)の制度がある団体は104団体(全団体の5.8%)に減少 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は12手当に減少(支給額ベースで削減率97.6%) ○人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施
	7	給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	23年度	各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供	24年度	(注)地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。
	8	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	23年度	各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供	24年度	
	9	給与情報等公表システムによる公表状況	実施率97.8% (1,757/1,797団体) 平成22年3月31日現在	23年度	実施率100%	24年度	
	10	地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体)	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	23年度	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供	24年度	各地方公共団体において職員の任用・勤務形態の多様化を進めることで、能率的かつ適正な公務の運営が確保されるなど、地域主権型社会に対応した地方公務員制度の確立につながるから、指標として設定。 【参考(平成23年度実績)】 275団体(平成23年4月1日現在)
	11	人材育成基本方針の策定状況	策定率91.0% (1,631/1,793団体) 平成23年4月1日現在	23年度	策定率95.0%	24年度	各地方公共団体において人材育成方針を策定することで、その方向へ取り組む効果が生じ、地方公務員の適正な人事管理につながるからと考えられるから、指標として設定。

達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等
		22年度	23年度			
(1)	地域主権型社会を確立するための施策の実施(平成22年度)	—	18百万円	15百万円	1	地方公共団体の運営に当たって地域住民の意思がこれまで以上に反映されるよう、地方自治の仕組みそのものについても、地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うにふさわしいものとしていく観点から、地方自治制度を見直すことが地域主権改革を推進することにつながる。
(2)	基礎自治体の行財政基盤の強化(昭和39年度)	—	—	—	2	今後の市町村の事務処理方策については、市町村合併による行財政基盤の強化のほか、共同処理方式による周辺市町村等との広域連携などの多様な選択肢を用意した上で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択できるようにすることを基本的な考え方としており、各地方公共団体の主体的な取組状況を把握し、必要な情報を提供することにより、地域主権型社会の確立に向けた地方制度の構築に寄与する。
(3)	住民基本台帳制度の充実強化(平成23年度)	—	10百万円	11百万円	3	住民の利便性の向上が図られる「住基カードの多目的利用」、特にコンビニ交付サービスの活用を促進し住民の利便性・住基カードの拡大を進めている市町村に対して、委託調査、情報提供、財政措置等を行うことにより、住民の利便の増進等に寄与する。
(4)	地方行革の推進(昭和59年度)	17百万円 (17百万円)	15百万円	9百万円	4	地方公共団体に対し、行政改革の取組状況や取組事例に関する情報提供を行うとともに、行政改革の方策を模索すべく研究会を開催することにより、地方公共団体の行革に資する。
(5)	地方公務員制度の整備・充実(昭和30年度)	30百万円 (20百万円)	25百万円	21百万円	5~11	各地方公共団体に対し、必要な情報提供や技術的助言を行い、各団体における人事管理が適正化されることは、国民・住民に一層信頼される地方公務員制度の確立につながる。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-⑤)

政策名 ^(※1)	政策5：地域力創造			担当部局 課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	地域政策課長 猿渡知之
政策の概要	地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援するため、「緑の分権改革」の推進、定住自立圏構想の推進、地方公共団体の地域づくりの支援等の地域力創造施策を推進する。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	活力ある地域社会を形成し、地域主権型社会を構築するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援すること。					政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標	基準(値)	※2		※3		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標(値)	目標年度		
地域の自給力と創造力を高める地域主権型社会を構築すること	1 緑の分権改革の取組団体数の状況	690団体	23年度	800団体	26年度	豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギーなどの地域資源を最大限活用する仕組みを創り上げ、全国にその取組が広がることで、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築の実現に寄与すると考えられることから、指標として設定。(目標年度は原口ビジョンIIにおいて平成32年度と決定されている。)	
				1,400団体	32年度		
弱者の生活に光をそそぐ取組や、知の蓄積による地域づくりが進展すること	2 DV対策、自殺予防等の弱者対策・自立支援や、知の拠点づくり・交流等の取組の状況	社会的弱者の自立支援、知の蓄積・連携による地域づくりに係る地方財政措置を実施	23年度	社会的弱者対策・自立支援について、個人の自立を促すための地域の取組や、試験研究機関や図書館等における知の蓄積と交流・ネットワーク形成により、自立的な地域づくりを進める地域の取組の充実・強化が図られること	25年度	DV対策、自殺予防等の弱者対策・自立支援や、地域の歴史や文化に根差した知の拠点づくりや交流等の促進が、自立的な地域づくりに寄与すると考えられることから、指標として設定。	
地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めること	3 総人口に対する地方圏の人口割合	49%	22年度	平成22年度並み	27年度	地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を支えることが、地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。(地方圏の人口割合は国勢調査によって判断するため、目標年度は平成27年度としている。)	
地域間の人材交流を進めること	4 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数	60,997人	23年度	70,000人	24年度	都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。	
	5 地域おこし協力隊員と集落支援員の合計人数	1,018人	23年度	1,400人	24年度		
地域の国際化が進むこと	6 JETプログラムの招致人数	JETプログラムの招致人数4,330人(平成23年7月1日現在)	23年度	JETプログラム招致人数の前年並み確保	24年度	JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。	
	7 「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況	外国人住民が人口の3%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 58%(平成22年4月1日現在)	22年度	外国人住民が人口の3%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 70%	24年度		

地方公共団体による地域振興施策が進むこと	8	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数	841件	17～23年度実績平均値	850件	24年度	地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。
過疎地域の自立が促進されること	9	過疎市町村の人口に対する転入者数の割合	2.6%	20～22年度の平均	2.6%以上	27年度	過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。 なお、目標年度は延長前の過疎法の最終年度である平成27年度としている。（現行の最終年度は平成32年度）
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	
		22年度	23年度				
(1)	緑の分権改革の推進（平成21年度）及び社会的弱者の自立支援、知の蓄積による地域づくり（平成23年度）	4,061百万円 (3,396百万円)	616百万円	282百万円	1, 2	豊かな自然環境や再生可能なクリーンエネルギー等の地域資源を最大限に活用し、域内循環率を高める仕組みを創り上げることにより地域の自給力と創富力を高めていく地方公共団体の取組に対して、委託調査、情報提供、財政措置等の支援を行い、地域力の向上に寄与している。また、社会的弱者の自立支援、知の蓄積・連携による地域づくりに係る財政措置を講ずることにより、地域の取組の充実・強化に寄与している。	
(2)	定住自立圏構想の推進（平成21年度）	163百万円 (117百万円)	194百万円	221百万円	3	地方公共団体への情報提供や財政支援（地方交付税措置等）の実施により、定住自立圏構想を推進し、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成することで、地方圏から三大都市圏への人口の流出を食い止めることに寄与している。	
(3)	地方公共団体の地域づくりの支援（平成20年度）	23百万円 (18百万円)	23百万円	31百万円	4, 5	地方公共団体の地域づくりの支援や地域活性化に向けて、子ども農山漁村交流プロジェクトにおいては、地方交付税による支援のほか、地方公共団体の関係部局に対する説明・意見交換の実施や先進事例の紹介、研修等を実施し、その推進を図っている。また、地域おこし協力隊員と集落支援員においては、先進事例の紹介のほか、取り組む上で参考となるデータ収集を目的とした現況調査の実施・結果の公表や地方交付税による支援等を実施しその推進を図るものであり、都市と農山漁村の交流を創出し、農山漁村に活力をもたらすとともに、地域間の人材交流の推進につながる。	
(4)	地方公共団体の国際化施策の推進（昭和61年度）	10百万円 (8百万円)	10百万円	8百万円	6, 7	JETプログラムについては、地域の国際化をめぐる環境変化を踏まえ、経済・観光交流や多文化共生などの分野での活用、小学校での外国語活動における活用、JETプログラムOBの活用など、一層のプログラムの活用について、各種会議等を通じて周知を図っている。 多文化共生についても各種会議等で周知を図るとともに、いくつかの地方公共団体の先進的な取組について、その背景事情、経緯、事業実施に当たっての工夫、今後の課題等に関する各団体担当者や有識者による意見交換会を開催し、その結果をまとめた報告書を作成・公表している。これらの手段によって地方公共団体における国際化施策の取組を促進している。	
(5)	地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化）（平成10年度）	7百万円 (3百万円)	7百万円	5百万円	8	中心市街地活性化基本計画を策定して、中心市街地の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対して財政措置を講じている。これらの手段によって、地方公共団体における地域振興施策の実施を促進している。	
(6)	過疎対策事業の推進（昭和46年度）	645百万円 (595百万円)	602百万円	540百万円	9	過疎市町村が実施するソフト事業、過疎地域集落再編整備事業及び遊休施設再整備事業のうち、特に先進性・波及性のあるものを対象とした過疎地域等自立活性化推進交付金による支援、当該交付金による先進事例の紹介等を行い、過疎地域の自立促進に寄与している。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 測定指標に対する年度ごとの目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-⑥)

政策名 ^(※1)	政策6：地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化			担当部局 課室名	自治財政局財政課 他4課室	作成責任者名	財政課長 黒田 武一郎
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体、地方公営企業等の財政健全化を推進する。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。					政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度		
安定的な財政運営に必要な地方財源の確保すること	1 一般財源総額 一般財源比率	平成23年度一般財源総額 59兆4,990億円 (水準超経費除き 58兆7,790億円) 平成23年度一般財源比率 64.6%	22年度	地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、平成23年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。	24年度	地方の安定的な財政運営のためには、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する必要がある。	
	2 地方債依存度	平成24年度地方債依存度(通常収支分) 13.6%	23年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	24年度		
	3 借入金残高	平成24年度末見込み 200.5兆円	23年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	24年度		
	4 地方財政対策の状況	平成24年度財源不足額(通常収支分) 13兆6,846億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆7,313億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,333億円 ・財源対策債の増発 8,200億円	23年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	24年度		
	5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 平成23年度 16,635億円 平成24年度 6,855億円(年度調整分1,365億円を含む。)	23年度	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講ずる。	24年度		

地方財政の健全化を推進すること	6	<p>実質公債費比率等の状況</p> <p>○平成22年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県 13.5% 市町村 10.5% ・将来負担比率 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県 220.8% 市町村 79.7% <p>○平成22年度末における財政健全化団体等の数（平成22年度をもって計画を完了した団体を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 6 団体 ・財政再生団体 1 団体 ・経営健全化団体 32 団体（38会計） <p>○平成22年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 7 団体 ・財政再生団体 0 団体 ・経営健全化団体 7 団体（10会計） <p>○平成22年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0 団体 ・財政再生基準 0 団体 ・経営健全化基準 2 団体（2会計） 	23年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	24年度	地方財政の健全化のためには、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要がある。
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等
		22年度	23年度			
(1)	地方財政計画の策定等 (昭和25年度)	16百万円 (10百万円)	12百万円	10百万円	1～5	地方財政計画の策定等を通じ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保する。
(2)	地方公共団体財政健全化法の適切な運用等 (平成19年度)	21百万円 (9百万円)	19百万円	12百万円	6	地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により、地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。
(3)	地方公営企業の経営改革の推進等 (平成19年度)	28百万円 (20百万円)	14百万円	16百万円	6	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-⑦)

政策名 ^(※1)	政策7：地域主権型社会を担う地方税制度の構築			担当部局 課室名	自治税務局企画課総務室 他5 課室	作成責任者名	自治税務局企画課課長 北崎 秀一
政策の概要	地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、収収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地域主権改革を推進するための税制を構築する。					政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標		基準(値) ^(※2)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度			
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、収収が安定的な地方税体系を構築すること	1	国・地方間の税源配分比率	国：地方=54.7：45.3 (平成22年度決算)	23年度	24年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方を見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。
	2	歳入総額に占める地方税の割合	地方税の割合 35.2% (平成22年度決算)	23年度	24年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	地方税を充実させることで、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。
	3	地方税の都道府県別人口一人当たり収収額の最大値と最小値の比較	最大値/最小値 2.6倍 (平成22年度決算)	23年度	24年度	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。	都道府県別人口一人当たり収収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。 ※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	4	地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組	地域決定型地方税制特例措置導入件数 2件	23年度	24年度	引き続き検討を行い、成案を得たものから速やかに実施。	地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。
	5	地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数	46項目を見直し (うち15項目を廃止・縮減)	23年度	24年度	平成22年度税制改正以後4年間で、全286項目(平成22年度税制改正前)を見直す。	税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	
		22年度	23年度				
(1)	地方税に関する制度の企画及び立案、国・地方間の税財源の配分の在り方を見直すこと (平成16年度)	41百万円 (37百万円)	34百万円	36百万円	1～5	地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要。また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方公共団体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、収収が安定的な地方税体系を構築する。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-⑧)

政策名 ^(※1)	政策8：選挙制度等の適切な運用			担当部局 課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課（他3室）	作成責任者名	管理課長 笠井 敦
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。					政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	1	<ul style="list-style-type: none"> 区割審議会における衆議院小選挙区の区割り改定作業に関する調査研究及び所要の措置 その他選挙制度に関する調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> 区割り改定作業に関する調査研究の実施及び所要の措置 その他選挙制度に関する調査研究の実施 	23年度	<ul style="list-style-type: none"> 区割り改定作業に関する調査研究の適切な実施及び所要の措置 その他選挙制度に関する調査研究の適切な実施 	24年度	<ul style="list-style-type: none"> 区割審議会設置法の規定により、区割審議会は衆議院小選挙区の区割りに関し調査審議及び改定案の作成等を行うこととされていることから、衆議院小選挙区の区割り改定作業に関する区割審議会の審議に関する調査研究及び所要の措置を指標として設定。 社会のニーズ等へ対応するため、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査研究を指標として設定。
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	2	常時啓発事業のあり方等の検討	常時啓発のあり方等研究会において、常時啓発事業のあり方について検討を実施し、最終報告書を公表	23年度	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施	24年度	選挙が公明かつ適正に行われるよう、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、常時啓発のあり方等研究会における提言を踏まえた、常時啓発事業の実施等を指標として設定。
政治資金の透明性を確保すること	3	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率）	政党本部：100% 政党支部：99.3% 政治資金団体：100% 【平成22年分収支報告】	23年度	政党、政治資金団体について、提出率100%	24年度	収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。
			国会議員関係政治団体：93.8% 【平成22年分収支報告】	23年度	国会議員関係政治団体について、前年の提出率（93.8%）以上	24年度	
			政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：85.7% 【平成20年分～平成22年分収支報告】	23年度	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率（85.7%）以上	24年度	

達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等
		22年度	23年度			
(1)	選挙制度等に係る調査研究(昭和25年度)	3百万円 (2百万円)	2百万円	2百万円	1	公職選挙法は、日本国憲法の本質に則り、公職の候補者等の選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的としている。 選挙制度が選挙人の意思を適切に反映するよう、社会のニーズ等へ対応するため、調査研究を行うことにより、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に寄与する。
(2)	選挙等の管理執行及び普及宣伝(昭和32年度)	52,225百万円 (52,090百万円)	166百万円	91百万円	2	常時啓発のあり方等研究会の提言を踏まえ、指定病院等における不在者投票立会人の登録促進や選挙管理委員会等インターンシップ等の促進など、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や文部科学省と連携し、シティズンシップ教育推進方策の整理・検討を実施することにより、公明かつ適正な選挙執行の実現に寄与する。
(3)	政治資金・政党助成制度の適切な運営(昭和23年度)	29百万円 (9百万円)	10百万円	9百万円	3	政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開等を通じて、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。 総務省においては、政治資金制度が適切に運用され、政治資金の透明性が確保されるよう、政治団体から提出された政治資金収支報告書について、官報にその要旨を掲載するとともに、インターネット等を通じて公開しており、その提出率を高めることは、政治資金の透明性の確保に寄与する。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-9)

政策名(※1)	政策9：電子政府・電子自治体の推進			担当部局 課室名	行政管理局（行政情報システム企画課、行政管理局（管理官室））、自治体行政局地域情報政策室	作成責任者名	行政情報システム企画課長 橋本 敏 地域情報政策室長 濱島 秀夫
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施。					分野【政策体系上の位置付け】	電子政府・電子自治体
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	ICTを活用した電子行政を推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図る。					政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標	基準(値) (※2)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度		
国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図ること	1	<施策名：電子政府の推進> 電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数	2億189万件	23年度	2億2,000万件	24年度	e-Govの利用件数の状況の把握は、国民の利便性向上及び行政運営の透明性向上の効果測定に資することから、指標として設定（平成23年度は目標を達成できなかったため、同値を24年度の目標として設定。なお、23年度の目標値は、22年度のアクセス件数（2億6,527千件）から、廃止した機能のアクセス件数（6,132千件）を除いた数値（2億395千件）を1.1倍して算出。）。
	2	<施策名：地方公共団体の情報化の推進> 自治体クラウドの全国的展開	自治体クラウド推進本部有識者懇談会において、自治体クラウド導入に当たっての課題等について議論を行い、検討結果の取りまとめを公表。	23年度	地方公共団体における自治体クラウドの取組の障害となる事柄について調査研究を実施すること等により、各地方公共団体の主体的な取組を支援し、自治体クラウドの全国的展開を推進。	24年度	地方公共団体における自治体クラウドの活用については、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）等において明示されているほか、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）において、「地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。」と盛り込まれており、災害に強いシステムの構築の観点からも、その推進が求められている。各地方公共団体が自治体クラウドの導入に主体的に取り組むことで、財政面等の負担軽減、行政事務の効率化、住民サービスの向上、行政情報の保全性や業務継続性の確保等につながると考えられることから、指標として設定。
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	
		22年度	23年度				
(1)	電子政府の推進（平成13年度）	5,341百万円 (4,826百万円)	5,261百万円	6,739百万円	1	行政の総合的なポータルサイトである「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の使い勝手の改善を行うことで、更なる国民利便性の向上及び行政運営の透明化を図る。	
(2)	地方公共団体の情報化の推進（平成21年度）	147百万円 (101百万円)	116百万円	100百万円	2	自治体クラウドの全国的展開を推進するため、地方公共団体における自治体クラウドの取組の障害となる事柄についての調査研究等を実施するとともに、自治体クラウドに係る取組状況の把握、情報提供、必要な助言等を行うことにより、各地方公共団体の主体的な取組の支援に寄与。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-10)

政策名 ^(※)	政策10：情報通信技術の研究開発・標準化の推進				担当部局課室名 情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信 技術システム課 他3課室 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室 他2課室	作成責任者名 情報通信国際戦略局 技術政策課長 田中 宏	
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。具体的には、国際競争力強化に資する研究開発の課題への重点化を行うとともに、中長期的な戦略「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」（平成20年6月27日）、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日）等に基づく取組を実施する。					分野【政策体系上の位置付け】 情報通信（ICT政策）	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民がICTの真価を実感できるユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立する。				政策評価実施予定時期 平成25年8月		
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		目標年度		
国際競争力の強化及び社会問題解決に資する研究開発を効果的・重点的に推進し、研究開発の成果を展開するとともに、「グローバルスタンダード」策定に貢献すること	1	外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80%	23年度	80%	24年度	研究開発・標準化の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。
	2	研究開発の成果展開のための活動状況（査読付き誌上発表、特許出願又は国際標準提案を実施した課題の割合）	80%	23年度	80%	25年度	研究開発の成果展開のための活動状況を定量的に評価・把握するため、査読付き誌上発表、特許出願、国際標準提案の状況を指標として設定。 なお、論文審査等に要する時間を考慮して目標年度は研究開発終了1年後に設定。
	3	研究開発成果の普及状況（国際標準成立、実用化又は特許登録を実施した課題の割合）	33%	23年度	33%	27年度	研究開発成果の普及状況を定量的に評価・把握するため、国際標準成立、実用化、特許登録の状況を指標として設定。 なお、国際標準成立等に要する時間を考慮して目標年度は研究開発終了3年後に設定。
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	
		22年度	23年度				
(1)	情報通信技術の研究開発の推進 (平成15年度)	55,383百万円 (51,015百万円)	62,324百万円	40,362百万円	1～3	情報通信分野において、国際的水準に照らして優れた研究開発を効果的・効率的に推進し、研究開発の成果を展開する。また、各研究開発に対する外部専門家による評価及び研究開発成果状況を施策目標の指標とする。	
(2)	情報通信技術の標準化の推進 (平成16年度)	169百万円 (129百万円)	167百万円	166百万円	2、3	技術革新メリットのユーザへの還元及び我が国の国際競争力強化の観点から、標準化に関する重点分野を選定し、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組むことにより、「グローバルスタンダード」策定に貢献する。	

※ 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-⑪)

政策名 ^(※1)	政策11：情報通信技術高度利活用の推進				担当部局課室名	情報流通政局 情報流通振興課 他6課室 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 他2課室 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課 他4課	作成責任者名	情報流通政局 情報流通振興課長 高橋 文昭
政策の概要	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、ユビキタスネット社会を実現する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。						政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度			
ASP・SaaS ^(※3) を安心・安全に利用できる環境を整備すること	1 分野別ガイドライン等の策定	2件	22年度	3件	24年度	ICT利活用を推進していく上で極めて有効なツールであるASP・SaaSの安心・安全な利用環境を整備するため、ASP・SaaSの適応分野拡大を図るための分野別ガイドライン等を策定。		
IPTVに係る技術の標準化を推進することにより、多様な配信経路によるコンテンツの流通を促進するもの	2 放送連携サービスに係るテレビ受信機の標準技術仕様の策定及び一般公開	実証実験を行うことにより、技術の有効性の検証、課題の整理等を実施	22年度	技術仕様の標準化を推進	24年度	高度な情報通信インフラを活用したデジタル・コンテンツの流通を促進するため、実証実験の目標達成度の指標により本施策の進行管理を実施。 なお、指標は「知的財産推進計画2009」に基づくもの。		
	3 配信側のコンテンツ加工標準技術の策定及び一般公開							
遠隔教育の環境を整備することにより、高度ICT人材の育成の取組を支援するもの	4 高度ICT人材育成クラウドシステムの標準仕様の作成・公表	基礎的なシステムを開発し、実証実験等の実施	21年度	遠隔教育システムの実用化を促進	24年度	ICT技術を必要とする幅広い分野の専門家育成のための遠隔教育システムの標準仕様を作成・公表することにより、本システムの実用化を促進。		
	5 2大学を中核とする地域で標準仕様に基づくクラウドシステムの共同利用開始							
委託事業を通して得られた成果を普及することにより、ICT利活用の促進を図るもの	6 分野ごとの地域のICT利用率(全国市町村のうちICT利活用を実施している市町村の割合)	7.1%	21年度	倍増	25年度	「新成長戦略」において、「光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める」とされており、遠隔医療、児童・高齢者見守り、防災情報提供など、公共的な分野において、広域連携を前提とした委託事業を実施し、効果的・効率的なICTの普及を図るため、ICT利用率を指標として設定。		
字幕番組等の普及を促進すること	7 対象の放送番組 ^(※) の放送時間に占める字幕放送時間の割合	77%	20年度	100%	29年度	左記指標等は、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において、字幕放送及び解説放送の普及目標(目標期間：平成20年度から平成29年度まで)として定められているもの(左記の目標値は、NHK(総合)及び在京キー5局等の場合)。		
	8 対象の放送番組 ^(※) の放送時間に占める解説放送時間の割合	1%	20年度	10%	29年度			
ガイドライン等を作成・公表し、教育現場の実態に即したICT利活用を促進すること	9 教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン等の作成・公表	公立小学校10校の実証研究の成果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等を作成・公表	22年度	小学校、中学校及び特別支援学校それぞれの学校種(3種)の特性に応じ、児童生徒1人1台の情報端末による教育分野の本格展開に資するガイドライン等を作成・公表	25年度	「新成長戦略」において、2020年までに実施すべき成果目標として「21世紀にふさわしい学校教育の実現」が掲げられ、2013年度までに実施すべき事項の「児童生徒1人1台の情報端末による教育の本格展開の検討・推進」に向け、「モデル事業等による実証研究」を実施することとされており、文部科学省と十分な連携を確保した上で、教育分野におけるICTの効果的な利活用の促進を図るため、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン等を作成・公表。		

ICTによる地球温暖化対策を推進すること	10	ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T（電気通信標準化部門）の今期（21年度～24年度）標準化活動における勧告等	ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映	23年度	勧告化に向けた標準化活動を実施	25年度	ICTの利活用は、地球温暖化対策に有効であるが、ICTによる地球温暖化対策の評価手法は世界的に未確立であるため、ITU-Tでは今期研究会期で当該評価手法等について、勧告化等（標準化）を行うこととしており、そこで、我が国はICTによる地球温暖化対策を推進するために、ITU-Tの活動に積極的に関与・貢献することから、指標として設定。
	11	ITU-Tの今期研究会期（21年度～24年度）標準化活動における我が国側からの寄書提案数	4件	21年度	20件以上	25年度	
	12	ITS情報通信システムの活用による車両からの二酸化炭素排出量の削減効果に係る実証結果の分析	プローブ情報の活用によるCO2削減効果の検証のため、プローブ情報の収集システムに関する調査検討を行うとともに、プローブ情報を集約することによる交通渋滞削減効果の調査検討を実施	22年度	20%程度削減に向けた課題の抽出	24年度	
テレワークを推進することにより、多様な人材の社会参加を促進するもの	13	在宅型テレワーカー数	340万人	21年度	700万人	27年度	「新たな情報通信技術戦略」に、情報通信技術の利活用による地域の絆の再生が重点戦略として位置付けられ、高齢者等への取組としてテレワークの一層の普及拡大が明記されており、同戦略工程表においては、2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とすることを目標として設定。
電子署名に関する調査研究の実施及び普及啓発活動の実施による認証制度の安全性・信頼性等の向上を実現すること	14	電子署名及び認証業務に係る技術的課題の分析及び普及啓発の実施	各電子署名等サービスの用途に応じた安全性等の調査の実施及び電子署名に関する技術の最新情報を周知するセミナーの開催	23年度	技術調査と普及啓発活動の適切な実施	24年度	認定制度の円滑な実施を図るため、電子署名及び認証業務に関する法律第33条及び第34条に基づき、電子署名及び認証業務に係る技術の評価に関する調査及び最新の技術動向を含めた情報について普及啓発活動の適切な実施を指標として設定。
達成手段（開始年度）		補正後予算額（執行額）		24年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	
		22年度	23年度				
(1)	ASP・SaaSの普及促進（平成22年度）	124百万円（106百万円）	103百万円	—	1	各分野における情報の取扱いに関する制度等を踏まえ、ASP・SaaS事業者がサービス提供に当たり遵守すべき事項等を整理した分野別ガイドライン等の策定・公表を通じて、ASP・SaaSを安心・安全に利用できる環境の整備に寄与する。	
(2)	コンテンツの流通促進（平成20年度）	699百万円（696百万円）	522百万円	722百万円	2、3	実証実験の目標達成度の指標により本施策の進行管理を実施し、高度な情報通信インフラを活用したデジタル・コンテンツの流通促進に寄与する。	
(3)	情報通信分野の人材育成（平成21年度）	175百万円（157百万円）	100百万円	160百万円	4、5	従来の遠隔講義（座学）に留まらず、PBLによるシステム開発演習等を遠隔で可能とする遠隔教育システムを開発・実証し、このシステムの実用化を促進することで、遠隔教育を受ける研修生の技術・技能の向上を図り、ICT技術を必要とする幅広い分野の専門家の育成に寄与する。	
(4)	広域連携によるICT利活用の推進（平成22年度）	8,200百万円（5,296百万円）	2,550百万円	—	6	複数の地方公共団体の区域にまたがった広域連携を実施し、公共的な分野に関するサービスを総合的に向上させるとともに、効果的・効率的なICT利活用の推進を図る。	
(5)	字幕番組・解説番組等の制作促進（平成9年度）	429百万円（425百万円）	402百万円	401百万円	7、8	字幕番組等の制作に対する助成を通じて、その普及を促進する。	
(6)	ICTを使った「協働教育」の推進（平成22年度）	1,001百万円（613百万円）	1,065百万円	1,100百万円	9	小学校10校、中学校8校及び特別支援学校2校の実証校による実証研究の成果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン（手引書）等を作成・公表し、教育現場の実態に即したICT利活用を促進する。	
(7)	ICTによる地球温暖化対策の推進（平成21年度）	150百万円（139百万円）	554百万円	189百万円	10～12	地域等における低炭素化の調査研究を行い、得られたベストプラクティスや環境影響評価手法をITU等へ寄書提案する。調査検討を実施し、得られた結果により車両からの二酸化炭素排出量20%程度削減に向けた課題の抽出を行う。	
(8)	テレワークの普及・展開（平成21年度）	223百万円（196百万円）	76百万円	70百万円	13	全国の民間企業に対して、テレワークの導入・運営に係る人材支援を通じ、セキュリティレベル・業務内容等に応じたテレワーク優良導入モデルを確立するとともに、情勢の変化に対応した新しいセキュリティガイドラインの策定を行うことにより、テレワークの普及を図る。	
(9)	情報セキュリティの強化（平成16年度）	359百万円（325百万円）	302百万円	83百万円	14	「電子署名及び認証業務に関する法律」に基づく認定制度の円滑な実施・運用に資する調査研究や普及啓発活動を通して電子署名を利用できる環境を整備し、ネットワークを利用した社会経済活動を促進する。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準（値）又は実績（値）を記載。

※3 ASP・SaaSとは、ネットワークを通じて情報システム機能を提供するサービス、あるいはそうしたサービスを提供するビジネスモデル。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-⑫)

政策名 ^(※)	政策12：放送分野における利用環境の整備				担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他4課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 吉田 真人
政策の概要	放送の完全デジタル化やメディアの多様化を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	放送の完全デジタル化やメディアの多様化を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の在り方について検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図る。また、国として必要な国際放送の実施をNHKへ要請し、我が国の対外情報発信力を強化することにより、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させる。				政策評価実施予定時期	平成25年8月		
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度				
放送の完全デジタル化やメディアの多様化を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の在り方について検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図ること	1	完全デジタル放送時代における政策課題に関する調査・分析等の実施	調査・分析等の実施	23年度	調査・分析等の成果を政策に反映	24年度	放送の完全デジタル化やブロードバンドの普及等に伴うメディアの多様化に伴い、放送分野において整備すべき制度や更なる検討が必要な事項について、調査・分析等を行った結果を政策へ反映することにより、国民生活の利便性等の向上に寄与することから、指標として設定。	
我が国の対外情報発信力を強化するため、映像国際放送の充実を図ること	2	各国・地域の衛星放送やケーブルテレビ等を通じて簡易な方法で受信できる世帯数	1億3,800万世帯	23年度	1億5,000万世帯	25年度	我が国の対外情報発信力を強化するため、平成21年2月から新たな外国人向け映像国際放送を開始したことから、その普及状況を指標として設定。	
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等		
		22年度	23年度					
(1)	放送政策の推進 (平成19年度)	63百万円 (39百万円)	63百万円	63百万円	1	放送の完全デジタル化やブロードバンドの普及等に伴うメディアの多様化を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の在り方に関する調査研究・研究会等を行うことにより、完全デジタル放送時代における政策課題に関する調査・分析等の政策反映に資する。		
(2)	国際放送の強化 (平成19年度)	3,407百万円 (3,407百万円)	3,399百万円	3,398百万円	2	視聴可能世帯の拡大に向け、諸外国の放送局への地道な交渉等により、受信環境の整備を実施する。		

※ 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-⑬)

政策名 ^(※1)	政策13：情報通信技術利用環境の整備		担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波環境課	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 吉田 博史	
政策の概要	超高速ブロードバンド利活用基盤の整備の推進や、電気通信事業における公正競争ルールの整備により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進する。また、インターネット上における児童ポルノ等の違法・有害情報及び迷惑メールの問題解決に向けた対策の促進やネットワークセキュリティの高度化等の推進により、安心・安全なインターネット環境の整備を図る。これらにより、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争の促進を図り、ICT利用者の利便性向上を実現するほか、情報セキュリティの強化等を推進することにより、安心・安全なインターネット環境を実現する。				政策評価実施予定時期	平成25年8月	
施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度		
利活用の基盤となるインフラ整備の促進により、超高速ブロードバンドの利活用向上を実現すること	1	超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率	95.1% (平成23年9月末時点)	23年度	1%程度増加	24年度	超高速ブロードバンドのインフラ整備及びその利用の進捗状況を測るため、超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率及び利用率を指標として設定。 なお、これらについては、本施策のみならず、税制優遇措置や規制改革等の総合的な推進により達成を図るもの。
	2	超高速ブロードバンドサービスの利用率	約45%	23年度	10%程度増加	24年度	
電気通信市場動向等の調査研究を行い、その結果を公正競争ルールの整備に活用することにより、一層の公正競争環境を実現するもの	3	電気通信市場動向等の調査等による競争状況の評価及び省令改正等の実施	電気通信事業分野における競争状況の評価の実施及び省令改正等の検討	23年度	電気通信事業分野における競争状況の評価の実施及び省令改正等の検討	24年度	電気通信市場動向の調査等による公正競争確保のための競争状況の評価及び省令改正等の実施を指標として設定。
迷惑メール対策の強化及びインターネット上の違法・有害情報への適切な対応により、安心・安全なインターネット環境を実現すること	4	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策の措置件数	行政指導（警告メール） 5,025通 報告徴収 50件 行政処分（措置命令） 10件	23年度	行政指導等の適切な実施	24年度	事前に目標値を設定することは適当ではないが、迷惑メール問題解決のための特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく措置件数を行政活動実績を示す指標として設定。
	5	児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」による技術的課題の分析、インターネット上の違法・有害情報に関する相談業務の着実な実施等	相談件数：2,703件	23年度	相談業務の適切な実施	24年度	安心・安全なインターネット環境の実現に資するものとして、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」による技術的課題の分析、インターネット上の違法・有害情報に関する個別具体的な場面での相談等の適切な実施を指標として設定。
インターネットのIPv6対応促進により、インターネットとその利用の安定的な発展を確保すること	6	インターネット関連事業者におけるインターネット接続サービスのIPv6対応状況調査の実施	IPv6サービスの提供状況等調査の適切な実施	23年度	IPv6サービスの提供状況等調査の適切な実施	24年度	インターネット関連事業者におけるIPv4アドレスの枯渇状況やIPv6対応状況、IPv6サービスの利用状況等調査の適切な実施を指標として設定。
情報セキュリティマネジメントの高度化による情報セキュリティの向上を実現すること	7	情報セキュリティマネジメントの高度化に係る国際標準化の提案	ITU-T SG17に標準化に資する提案を実施	23年度	国際標準化の提案の適切な実施	24年度	調査研究を反映した国際標準化の提案の適切な実施を指標として設定。
特定無線設備等に係る市場調査やMRA研修会等による基準認証制度の適正・健全な運用を確保すること	8	市場調査を行う機器台数	50台	23年度	50台	24年度	市場調査を行う機器台数、MRA国際研修会の参加者数を「基準認証制度の適正・健全な運用の確保」に向けた行政活動実績を示す指標として設定。
	9	MRA国際研修会の参加者数	80人	23年度	80人	24年度	

達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等
		22年度	23年度			
(1)	電気通信事業における公正競争ルールの整備に資する調査研究の実施等 (昭和62年度)	93百万円 (68百万円)	122百万円	112百万円	1～3	IP化・ブロードバンド化・モバイル化・ユビキタス化を背景とした電気通信市場の競争状況の変化を正確に把握するための調査研究を行うとともに、一層の競争促進及び利用者利益の確保に必要な料金政策、番号政策に関する調査研究を実施する。
(2)	電気通信分野の消費者行政の推進 (平成6年度)	218百万円 (167百万円)	667百万円	666百万円	4, 5	インターネット上の違法・有害情報問題に関する専門家の不足等により、対応の判断が困難なことが多い中小のプロバイダ等による違法・有害情報の削除等を促進するため、電話及びメールによる相談を受け付けるとともに、啓発・研修業務を実施する。また、迷惑メール対策については、迷惑メールの最新の実態等の把握・分析や受信者である国民への対応を強化するため、情報収集・分析のためのシステム開発を実施する。
(3)	インターネットの高度化 (平成12年度)	472百万円 (461百万円)	35百万円	35百万円	6	インターネットの利用に必要なIPv4アドレスは、2011年4月に我が国の共通在庫が枯渇し、インターネットを基盤とした経済活動を維持・拡大するためには迅速かつ円滑なIPv6対応が不可欠であることから、インターネット関連事業者におけるIPv4アドレスの枯渇状況やIPv6対応状況、IPv6サービスの利用状況等の調査を実施する。
(4)	情報セキュリティの強化 (平成19年度)	9百万円 (8百万円)	9百万円	9百万円	7	平成22年度から利用者の身近で情報セキュリティ対策をサポートする情報セキュリティサポータを育成する事業を行い、一般利用者の情報セキュリティ水準を向上させる。
(5)	基準認証制度の推進 (平成12年度)	22百万円 (17百万円)	22百万円	40百万円	8, 9	「電波法」、「電気通信事業法」又は「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(MRA法)」に基づき、技術基準への適合性の認証等を受けた無線通信機器等について、事後的に技術基準への適合性を確認することにより、無線通信機器等に係る基準認証制度を適正・健全に維持するとともに、各国の基準認証制度の調査及び研修会を実施し、MRAの的確な実施を確保する。

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-14)

政策名 ^(※1)	政策14：電波利用料財源電波監視等の実施					作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 荻原 直彦
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。 また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。				担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室	分野【政策体系上の位置付け】 情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。					政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標	基準(値)		目標(値) ^(※2)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度		目標年度		
電波監視業務の実施により、電波利用の適正化及び良好な電波利用環境の維持を図ること	1 重要無線通信妨害への措置率	100%	23年度	100%	24年度	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、重要無線通信妨害への措置率を指標として設定。	
電波が人体等に与える影響を科学的に検証することにより、安心して電波を利用できる環境を整備するもの	2 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合	80%	23年度	80%	24年度	研究の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	
電波の能率的かつ安全な利用の確保に関する説明会等を実施することにより、リテラシーの向上を図るもの	3 電波の能率的な利用や安全性に関する説明会等を開催回数	22回	23年度	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で21回以上開催	24年度	電波の公平かつ能率的な利用の確保や電波の安全性に関する国民のリテラシー向上を図るため、説明会・周知啓発活動の開催回数を指標として設定。	
無線局監理事務の迅速化・効率化により、電波の利用者への行政サービスの向上を図ること	4 総合無線局監理システムで監理する無線局数とシステム稼働率(計画停止を除く)	99%	23年度	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保(システム稼働率)	24年度	無線局数が年々増加する中、無線局の免許申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援する全国規模の業務処理システムである総合無線局監理システムの予期せぬシステム停止は、無線局監理に重大な影響を及ぼすため、システム稼働率を指標として設定。	
	5 電子申請率(無線局免許申請及び無線局再免許申請の合計値)	57.0%	23年度	65%	24年度	また、事務の効率化と利用者の利便性向上に資する電子申請の申請率を併せて指標として設定。	
周波数の効率的利用技術等の開発による電波資源の拡大により、新たな周波数需要に対応すること	6 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合	80%	23年度	80%	24年度	研究開発の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	
	7 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80%	23年度	80%	24年度	技術試験事務の進捗及び目標達成度を客観的に評価・把握するため、外部専門家による評価を指標として設定。	

条件不利地域等における電波の有効利用を促進することにより、電波の適正な利用を確保するもの	8	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口（整備要望がない地域の人口を除く。）	7.1万人	22年度	6.0万人	24年度	行政事業レビュー（公開プロセス）の議論を踏まえ、携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口（整備要望がない地域の人口を除く。）を指標として設定。終期目標の設定については、今後検討。	
	9	地上デジタル放送の難視対策世帯数	16.1万世帯	23年度	0世帯 （難視解消後の世帯数）	26年度	地上デジタル放送への移行に伴い、暫定衛星対策となった世帯については、地上系による恒久対策を暫定衛星対策が終了する平成26年度末までに行う必要があるため、難視対策世帯数を指標として設定。	
達成手段 （開始年度）		補正後予算額（執行額）		22年度	23年度	24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等
(1)	電波監視業務の実施 （平成5年度）	5,541百万円 （5,167百万円）	6,928百万円		5,657百万円	1	電波の適正利用及び電波利用環境維持に向け、航空・海上無線、携帯電話、消防無線など重要無線通信への妨害を防止するため、電波の発射源を探索するための電波監視施設の整備・不法無線局の取締りを実施する。 重要無線通信妨害等の無線通信妨害を未然に防止するための電波利用環境保護のための周知啓発活動を実施する。	
(2)	電波の安全性に関する調査の実施及び評価技術 （平成11年度）	913百万円 （706百万円）	843百万円		838百万円	2	世界保健機関（WHO）は、電波が健康に及ぼす影響に対する公衆の高い関心に応えるため、各国の参加を得て国際的なプロジェクトを1996年（平成8年）に発足させ検討を進めており、2013年（平成25年）頃に取りまとめ予定である。 本件は、このような国際的な状況を踏まえ、我が国国民の安心安全のため、（1）WHO優先的研究課題を踏まえた生物学的影響に関する研究（生体電磁環境研究）の実施、（2）生体電磁環境研究の実施に必要な電波ばく露装置及び人体を模擬した解析モデルの開発等の実施、（3）ペースメーカーへの影響を防止するための調査を実施する。	
(3)	周波数使用等に関するリテラシーの向上 （平成21年度）	242百万円 （135百万円）	201百万円		190百万円	3	電波が人体や医療機器等に与える影響について、これまでの各種調査によって得られた知見等を説明会の開催、説明資料等の作成等により、さまざまなニーズに応じた情報提供を行うとともに、国民からの問い合わせ等に対応する。 民間ボランティアに地域社会に密着した立場を生かした電波利用に関する情報提供活動及び相談・助言業務を委託することにより、地域社会の草の根から電波の公平かつ能率的な利用を確保する。	
(4)	総合無線局監視システムの構築と運用 （平成5年度）	5,957百万円 （5,794百万円）	5,791百万円		6,628百万円	4, 5	平成5年度から3年を1期として、段階的に総合無線局監視システムを構築・更改するとともに、同システムの活用により、年々増加する無線局の免許処理等（年間約30～60万件）を迅速かつ効率的に実施する。 無線局免許人等に対しては、同システムを通じて、無線局免許申請等に有効な各種関連情報を提供する。	
(5)	電波資源拡大のための研究開発 （平成17年度）	7,243百万円 （6,994百万円）	7,490百万円		7,878百万円	6	周波数の逼迫状況を緩和し、新たな周波数需要に的確に対応するため、周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術について研究開発を行う。	
(6)	周波数逼迫対策技術試験事務 （平成8年度）	3,293百万円 （2,479百万円）	3,840百万円		4,024百万円	7	周波数の逼迫による混信・輻輳を解消・軽減するため、既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を利用可能とするための無線設備の技術基準（電波の質、通信品質、制御方式等）を策定する。	
(7)	無線システム普及支援事業・遮へい （平成17年度＜携帯電話＞、平成20年度＜地デジ＞）	66,790百万円 （42,373百万円）	57,488百万円		37,241百万円	8, 9	＜携帯電話＞ 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局建設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に当該基地局建設や伝送路の整備費用に対して、国がその整備費用の一部を補助する。 ＜地デジ＞ 計画を策定した上で、国の支援等により、中継局、共聴施設、高性能アンテナの整備等を促進し、難視解消を図る。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 測定指標に対する年度ごとの目標（値）がある場合には、目標（値）及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標（値）及び目標年度を、下段に最終的な目標（値）及び目標年度を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-⑮)

政策名(※)	政策15：ICT分野における国際戦略の推進				担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課 他4課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 仲矢 徹
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信等を実施することにより、国際的な互惠関係の構築及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。						分野【政策体系上の位置付け】	情報通信（ICT政策）
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。				政策評価実施予定時期	平成25年8月		
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度				
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献すること	1	二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	7回	23年度	APEC電気通信・情報通信大臣会合などの国際会議への参画及び日印閣僚級会合などの2国間での意見交換の実施(10回程度)	24年度	国際会議への参画及び意見交換における協議・交渉を通じて国際的な課題解決のための協調及び貢献が行われるため、指標として設定。	
	2	ICT分野に関する協力強化について合意した途上国数	7カ国	23年度	10カ国以上	24年度	ICT分野における諸外国との協力関係の構築により、国際的なデジタルディバイド解消等の課題解決につながるため、指標として設定。	
ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献すること	3	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施状況	4回程度(セミナー等) 3回程度(ミッション団)	23年度	4回程度(セミナー等) 4回程度(ミッション団)	24年度	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施は、我が国のICT分野における国際展開支援に資するため、指標として設定。	
	4	ICT海外展開の推進の実施状況	政府のパッケージ型インフラ海外展開の方針を踏まえた、ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進	21年度	政府のパッケージ型インフラ海外展開の方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、モデルシステムの構築・運営を実施することにより、国際展開を推進	24年度	ICT海外展開の推進におけるモデルシステム構築・運営の実施は、ICT産業の国際競争力強化に資するため、指標として設定。	
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等		
		22年度	23年度					
(1)	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進(昭和24年度)	1,400百万円 (1,311百万円)	1,346百万円	1,328百万円	1, 2	二国間の政策協議及び国際機関等の多国間の枠組みによる会議への参画・意見交換の実施、国際機関等への貢献、途上国との協力関係の構築及び人材育成セミナーの実施等により、国際的な課題を解決するための二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。		
(2)	ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進(平成10年度)	2,556百万円 (2,463百万円)	1,534百万円	1,540百万円	3, 4	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣及びICT先進事業国際展開プロジェクトの実施等により、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。		

※ 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-16)

政策名 ^(※1)	政策16：郵政行政の推進（郵政民営化の円滑な推進）				担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 佐々木 祐二
政策の概要	郵政民営化を円滑に推進するために必要な制度整備を図るとともに、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督業務（命令、報告等）を行う。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。 さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合（UPU）等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU大会議（4年に1度開催）、アジア＝太平洋郵便連合（APPU）大会議（4年に1度開催）においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどして、相互の理解を深める。						分野【政策体系上の位置付け】	郵政行政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	郵政民営化に必要な制度整備を確実に行うことにより、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的かつあまねく全国において公平に利用できることを確保するほか、国際分野においては、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進することにより、利用者利便の向上を図る。						政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2)	目標(値)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠				
		基準年度	目標年度					
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律成立に伴う政省令の制定など、郵政民営化に必要な制度整備を確実に行うほか、日本郵政グループの健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図るもの	1	郵政民営化に必要な制度整備の確実な実施	継続審議となっていた政府提出の郵政改革関連法案は平成24年3月30日の衆議院本会議において撤回了承され、同日、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」（衆法第6号）が衆議院へ提出	23年度	制度整備の確実な実施	24年度	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律成立に伴う政省令の制定など、郵政民営化に必要な制度整備を確実にすることにより、利用者利便の向上に資することから、当該制度整備の確実な実施を指標として設定。	
	2	日本郵政グループの健全な業務運営等	約24,000局 (郵便局数)	23年度	郵便局ネットワーク水準の維持	24年度	郵政事業の確実かつ適正な実施が確保されているかという観点から、健全な業務運営等を指標として設定。 ・郵便局ネットワーク水準の維持（平成23年度末郵便局数） ・郵便サービス水準の維持（公社化時（平成19年度）郵便差出箱の本数） ・郵便サービス水準の維持（郵便事業株式会社 平成24事業年度 事業計画（送達日数達成率））	
			約10万本 (郵便差出箱数)	19年度	郵便サービス水準の維持	24年度		
		98.6% (送達日数達成率)	23年度	97%以上	24年度			
信書便事業分野において健全な競争環境が整備されることにより、新規参入が活発になり、同分野におけるサービスの多様化が図られ、利用者利便の向上を図るもの	3	信書便事業への新規参入	374者	23年度	信書便事業者数の増	24年度	民間参入の状況が進展することにより、利用者の選択の機会の拡大が図られ、利用者利便の向上に資することから、信書便事業への新規参入を指標として設定。	
万国郵便連合（UPU）における環境対策の強化や条約的安定性を確保することにより、利用者利便の向上を図るもの	4	UPU活動への人的貢献（職員の派遣数）	2名	23年度	前年度実績値の維持	24年度	UPUにおいて我が国の施策を反映させる観点から、人的・財政的貢献を指標として設定。	
	5	UPU活動への財政的貢献（分担金）	2,202千スイスフラン (187百万円)	23年度	前年度実績値の維持	24年度		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等			
	22年度	23年度						
(1)	郵政民営化の円滑な推進による国民生活の確保・地域社会の活性化等 (平成15年度)	131百万円 (88百万円)	136百万円	88百万円	1～3	日本郵政グループ等及び信書便事業者に対し、関係法令等の規定に基づき必要な監督及び検査等を行い、健全な業務運営及び事業展開の確保を求める。 また、郵政事業の担う公益性と地域への貢献、郵便・信書便事業分野の健全な競争環境の整備、その他、郵便事業における利用者利便の向上等についての調査・分析を行い、当該調査・分析の結果を踏まえ、郵政民営化に必要な制度整備の検討を進める。		
(2)	国際郵便及び国際送金分野における国際協調の推進 (平成15年度)	282百万円 (251百万円)	277百万円	333百万円	4、5	UPUの各種会議において加盟国と国際郵便・送金に関する意見交換等を行い、意見交換等を通じた、加盟国との環境対策の強化や制度改正についてのコンセンサスを形成し、利用者利便の向上に寄与する。		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-⑰)

政策名 ^(※1)	政策17：一般戦災死没者追悼等の事業の推進				担当部局 課室名	大臣官房総務課管理室、特別基金事業推進室	作成責任者名	総務課管理室・特別基金事業推進室 室長 北原 久
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくとともに、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦を継承すること等の推進						政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度			
一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくこと	1 戦災に関する展示会の来場者数	1,117名	19~23年度平均	1,200名	24年度	戦災に関する展示会への来場は、一般戦災に関する国民の理解を深め、次の世代に伝えていくことにつながるから、指標として設定(平成19~23年度の平均値を基準として目標値を設定(9.8%増))。		
兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦を継承すること	2 平和祈念資料の展示会等の来場者数	59,363名 (14,750名)	23年度 (22年10月~23年3月)	50,000名	24年度	兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について理解を深め、広く国民にこれらの労苦を伝えるためには、多くの方々に展示会等へ来場していただき、実物資料に触れるなどの機会を提供することが重要であることから、指標として設定。 (広報予算が半減となり、今後、来場者数が減少していくことが考えられることから、平成24年度は23年度の目標値を維持。)		
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額) (百万円)		24年度 当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等		
		22年度	23年度					
(1)	戦災に関する展示会の開催等 (昭和52年度)	381百万円 (282百万円)	306百万円	284百万円	1	戦災に関する展示会を開催することは、一般戦災に関する国民の理解を深め、次の世代に伝えていくことにつながる。		
(2)	平和祈念資料の展示会等の開催等 (平成22年度)	330百万円 (258百万円)	584百万円	467百万円	2	平和祈念資料の展示会等を開催することは、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について理解を深め、広く国民にこれらの労苦を伝えることにつながる。		

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-18)

政策名 ^(※1)	政策18：恩給行政の推進			担当部局課室名	人事・恩給局恩給企画課、恩給審査課、恩給業務課	作成責任者名	人事・恩給局恩給企画課長 渡邊 清
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。					分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	高齢化が進んでいる恩給受給者、請求者に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。					政策評価実施予定時期	平成25年 8月
施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度				
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	1 年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/月間平均処理件数)	0.55か月分 (19~23年度の平均値)	19~23年度	0.5か月分未満	24年度	請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。	
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	2 恩給相談電話混雑率	21.8% (19~23年度の平均値)	19~23年度	20%以下	24年度	相談対応を充実し、恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準として目標値を設定)。	
	3 恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度	97.2% (20~23年度の平均値)	20~23年度	97.2%以上	24年度	恩給相談のために来庁した方の満足度・納得度は、的確な相談対応に努めることで向上させることができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去4年間の実績の平均値を基準として目標値を設定(19年度は計測せず))。 【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケート	
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	
		22年度	23年度				
(1)	恩給支給事業(明治8年度)	678,344百万円 (675,411百万円)	611,853百万円	543,725百万円	1~3	恩給受給者等に対するサービスの向上に寄与するため、恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を行っている。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)または実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-19)

政策名 ^(※1)	政策19：公的統計の体系的な整備・提供				担当部局課室名	統計局総務課 政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官室	作成責任者名	統計局総務課長 會田 雅人 政策統括官（統計基準担当）付統 計企画管理官 白岩 俊		
政策の概要	・平成21年4月に全面施行された統計法（平成19年法律第53号）の適切な運用及び平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に掲げられた施策を着実に推進・実現することで、公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計調査の量的・質的内容の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備した上で、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。						政策評価実施予定時期	平成25年8月		
施策目標	測定指標	基準(値)	（※2）		目標(値)	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度	目標年度						
統計を、国民全体が広く活用できるように体系的・効率的に整備し、より一層国民に有効に活用されるものにする	1	平成24年度中にオーダーメイド集計又は匿名データの提供を実施する統計調査	29調査	23年度	30調査以上	24年度	基本計画では、オーダーメイド集計及び匿名データの提供の拡大を図ることとされており、各府省に働きかけを行うこと等により、各府省がこれらの対象となる統計調査の拡大を図り、また、利用の実績が拡大することで、より一層国民に統計が有効に活用されることにつながるため指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標値を設定（1については23年度実績以上、2については1割増））。			
	2	平成24年度中にオーダーメイド集計又は匿名データの提供の申出を受けた件数	43件	23年度	50件以上	24年度				
	3	事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率	92.2%	23年度	93%以上	24年度			基本計画では、報告者負担の軽減策を進めることとされており、審査を徹底するとともに各府省に働きかけを行うこと等により、事業所及び企業の調査対象の重複是正等の措置が進展することで、より一層企業の負担軽減につながるため指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標値を設定（23年度実績以上））。	
	4	事業所・企業を対象とする調査に関する履歴登録措置の実施率	84.9%	23年度	85%以上	24年度				
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供すること	5	経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施し、平成24年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表しているか	100%	23年度	100%	24年度	統計作成の最後の工程が公表であり、これが予定どおりに行われていることが、統計の確実な実施につながるため指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。			
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	6	統計局所管統計調査について主要5紙（朝日、読売、毎日、日経、産経）に掲載された記事数	512件	23年度	年間520件以上	24年度	統計調査の実施の広報や結果の公表に当たり、報道機関に分かりやすく正確にその内容が掲載されることにより、調査に関する国民の理解を深めることが期待できることから指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。			
	7	統計局所管統計調査結果について各府省の年次報告書（白書）に掲載された件数	369件	23年度	年間370件以上	24年度	統計利用者の利便性の向上を図ることにより、各府省における統計調査結果のより適切な利活用の促進（即ち年次報告書掲載件数の増加）が見込まれることから指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。			
	8	「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等へのアクセス件数	5,122万件	23年度	年間5,000万件以上	24年度	統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標を設定（同程度））。			
	9	統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの総アクセス件数	7,499万件	23年度	年間7,500万件以上	24年度	統計利用者の利便性の向上やコンテンツの充実を図ることにより、統計情報の利用の促進が見込まれることから指標として設定（平成23年度実績を基準として、目標値を設定（同程度））。			

統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図ること	10	総合統計書が刊行冊数及び予定のとおり刊行がなされているか	年刊：5冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（8月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月） ・PSI（ポケット統計情報）月報（毎月下旬）	23年度	年刊：5冊 ・日本統計年鑑（11月） ・日本の統計（3月） ・世界の統計（3月） ・Statistical Handbook of Japan（8月） ・PSI（ポケット統計情報）年報（10月）	24年度	総合統計書を毎年定期的な期日に確実に刊行することが、総合統計書の利用者の便に寄与するため、指標として設定。なお、PSI（ポケット統計情報）月報については平成23年度で廃止となったため、24年度の目標は年間5冊とした。
達成手段 （開始年度）		補正後予算額（執行額）		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	
(1)	統計調査の実施等事業（経常調査等）（昭和21年度）	5,401百万円 (5,097百万円)	5,149百万円	5,382百万円	5～7、 9、10	所管統計調査について、毎年度確実に実施し、その調査結果を遅滞なく公表するとともに、オンライン調査の導入や結果公表の早期化など、各方面からの統計利用ニーズを踏まえた統計調査の見直しや、調査環境の変化に対応した措置を講じていくことで統計を確実に作成し、国民に提供することに寄与する。	
(2)	統計調査の実施等事業（周期調査）（大正9年度）	64,472百万円 (63,964百万円)	10,036百万円	6,865百万円	6～7		
(3)	統計体系整備事業（昭和22年度）	11,923百万円 (11,345百万円)	10,767百万円	10,601百万円	1～4	限られた予算の中で効率的かつ効果的に統計体系の整備を進めるため、より効率的・効果的な基本計画の実施、統計データの有効活用、負担軽減の実施（重複是正、行政記録情報の活用）、人材育成、統計調査環境の整備などにより適切に対応していく。	
(4)	統計調査等業務の最適化事業（平成18年度）	775百万円 (770百万円)	695百万円	754百万円	8、9	統計調査等業務について、情報通信技術の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、行政機関の違いを意識させることのない便利で使いやすい統計の利用環境を国民等に提供するとともに、業務の簡素化、効率化等を図る。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準（値）または実績（値）を記載。

平成24年度主要な政策に係る事前分析表

(総務省24-⑳)

政策名(※1)	政策20：消防防災体制の充実強化			担当部局 課室名	消防庁総務課他14課室	作成責任者名	消防庁総務課 室田 哲男課長
政策の概要	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。					分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。					政策評価実施予定時期	平成25年8月
施策目標	測定指標	基準(値)	(※2)	目標(値)	(※3)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度		目標年度		
緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化による国民の安心・安全の向上を図ること	1	消防団員数	879,978人	23年度	消防団員数の増加(対前年度増)	24年度	消防団は地域における消防防災の中核として、火災時における消火活動を始め多数の要員を必要とする地震等大規模災害時の対応など、幅広い分野で重要な役割を果たしており、消防団員数の増加が地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。
	2	うち女性消防団員数	19,577人	23年度	うち女性消防団員数(20,000人)	24年度	被雇用者団員の比率が高くなる中、地域の安全確保という消防団の役割を果たしていくためには、地域に密着して生活しており、地域コミュニティとの結びつきが強い女性消防団員の確保が重要であることから、指標として設定。
	3	うち学生消防団員数	2,056人	23年度	うち学生消防団員数(2,300人)	24年度	団員の平均年齢が上昇しているところ、若年層を中心とした消防団への参加促進が課題となっていることから、指標として設定。
	4	自主防災組織の組織活動力パー率	76%	23年度	78%	24年度	自主防災組織の活動力パー率の増加が地域における総合的な防災力の強化につながることから、指標として設定。
	5	消防団協力事業所表示制度導入市町村数	868市町村	23年度	1,000市町村	24年度	将来的に、全ての市町村で消防団協力事業所表示制度を導入することを目指しており、本制度導入市町村数を毎年度増加させていくことが地域における総合的な防災力の強化につながるから目標として設定。
	6	防災拠点となる公共施設等の耐震率	75.7%	22年度	耐震率の向上(対前年度増)	24年度	防災拠点となる公共施設等の耐震率の増加が地域における総合的な防災力の強化につながるから、指標として設定。
					85%	25年度	
7	消防の広域化の推進の環境整備のための取組状況	平成23年12月1日現在、全国797消防本部のうち、平成24年度末までに21ブロック(68消防本部1村)、また平成25年度以降では11ブロック(65消防本部13村)が広域化する可能性がある。	23年度	広域化を検討している市町村を対象とした自主的な消防の広域化の推進支援による小規模消防本部の減少	24年度	小規模な消防本部においては、出動体制、消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面で厳しい状況にあることが指摘されているため、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現し、消防体制の充実強化を図ることは消防防災体制の充実強化につながるから、指標として設定。	

緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化による国民の安心・安全の向上を図ること	8	住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)	住宅火災による死者数1,022人(平成22年中)	22年度	住宅火災による死者数1,000人以下 平成27年までに平成17年の1,220人からの半減	24年度 27年度	住宅防火対策の一層の推進は、消防防災体制の充実強化につながり、対策の結果として住宅火災による死者数の減少が見込まれることから、指標として設定。
	9	住宅用火災警報器の設置率	71.1% (平成23年6月推計設置率)	23年度	推計設置率の向上(対前年度比)	24年度	住宅用火災警報器の設置率の向上が、身近な生活における安心・安全の確保につながるから、指標として設定。
	10	防火対象物定期点検の実施率の向上	58.1%	22年度	70.0%	24年度	防火対象物定期点検の実施率の向上が、防火対象物の安全性の向上につながり、身近な生活における安心・安全の確保につながるから、指標として設定。
	11	特定違反対象物数の改善	229件	22年度	特定違反対象物数の減少(対前年度減)	24年度	特定違反対象物数の減少が身近な生活における安心・安全の確保につながるから、指標として設定。
	12	危険物施設における事故件数	561件(基準年度から起算した過去5年間の平均事故件数)	23年度	目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数の低減	24年度	危険物事故防止対策の推進は、身近な生活における安心・安全の確保につながり、対策の結果として危険物施設における事故件数の減少が見込まれることから、指標として設定。
	13	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故件数	219件(基準年度から起算した過去5年間の平均事故件数)	22年度	目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数の低減	24年度	石油コンビナート等特別防災区域での事故防止対策の推進は、その防災区域のみならず、周辺の事業所や周辺の住民の安心・安全の確保につながり、対策の結果として特別防災区域における事故件数の減少が見込まれることから、指標として設定。
	14	緊急消防援助隊の登録隊数	4,354隊 (平成23年4月1日時点)	23年度	対前年度増 おおむね4,500隊	24年度 25年度	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊の充実強化が必要であることから、指標として設定。目標値については、首都直下地震等への態勢を見据え、平成21年3月に消防組織法に基づく計画に示しているところ。今後、政府において示される南海トラフ地震の被害想定などを受けて、消防庁としても基本計画の必要な見直しを検討。
	15	平成21年度からの補助金による緊急消防援助隊の車両及び航空機等の整備	826件	23年度	車両及び航空機等の整備	24年度	大規模災害や特殊災害における活動体制を確保するために、必要な設備を計画的に整備する必要があるため指標として設定。
	16	消防救急無線のデジタル化着手済団体数	91消防本部	23年度	100消防本部	24年度	大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行うために必要な消防救急無線のデジタル化による高度化が効果的であることから、指標として設定。
	17	市町村防災行政無線(同報系)の整備率	76.4%	22年度	整備率の向上	24年度	市町村の自発的な整備の促進による、市町村防災行政無線(同報系)の整備率の向上は、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながるから、指標として設定。
18	全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率	65.8%	23年度	整備率の向上	24年度	市町村の自発的な整備の促進による、全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率の向上は、災害時の国民への情報伝達体制を強化することとなり、消防防災体制の充実強化につながるから、指標として設定。	
救急救命体制の強化・国際的な消防防災体制の充実による国民の安心・安全の向上を図ること	19	国際緊急援助隊の一員である国際消防救助隊登録隊員に対する教育訓練を行った国際消防救助隊登録消防本部数	「国際消防救助隊の実践的訓練」を実施(全国3会場)599人の隊員のうち33%に当たる198人が訓練に参加	23年度	国際消防救助隊の訓練・教育等の実施(全国3会場)599人の隊員のうち60%以上の隊員が訓練に参加(平成23年度と合わせて) 全ての隊員が訓練に参加	24年度 25年度	国際緊急援助隊(JDR)の一員である国際消防救助隊(IRF-J)の訓練・研修等を実施することにより、迅速・効果的に国際救助要請に対応できる体制を整えることは、国際消防救助隊の充実、能力強化を図ることにつながるから、指標として設定
	20	救命率の推移	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率11.4%(平成22年中)	22年度	救急搬送における救命率の向上(対前年度増)	24年度	救急救命体制の充実が、救命率の向上につながるから、指標として設定。

救急救命体制の強化・国際的な消防防災体制の充実による国民の安心・安全の向上を図ること	21	受入医療機関の選定困難事案の割合	(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案3.8% 小児傷病者搬送事案3.2% 救命救急センター等搬送事案3.8% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案4.8% 産科・周産期傷病者搬送事案6.9% 小児傷病者搬送事案割合 2.5% 救命救急センター等搬送事案5.0% (平成22年中)	22年度	受入医療機関の選定困難事案の割合の低下	24年度	改正消防法による実施基準に基づく救急業務の実施等、救急救命体制の充実により、受入医療機関の選定困難事案の割合の低下につながると考えられることから、指標として設定。
	22	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)	心肺停止傷病者への応急手当実施率 42.7% (平成22年中)	22年度	実施率の向上	24年度	応急手当の普及啓発を図ることで、心肺機能停止傷病者への救急現場近くの住民による応急手当の実施により、救命率の向上が期待できることから指標として設定。
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	
		22年度	23年度				
(1)	地域における総合的な防災力の強化 (平成20年度)	388百万円 (281百万円)	304百万円	302百万円	1～6	消防団や自主防災組織等の地域に密着した防災組織、民間企業等の連携による予防活動や防災意識の普及・啓発、防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進により行政と住民が一体となった地域防災力の強化を図る。	
(2)	消防防災体制の充実 (平成20年度)	10,226百万円 (7,311百万円)	68,484百万円	9,367百万円	7,14～19	緊急消防援助隊の充実強化(補助金等を活用した資機材や車両等の配備、登録隊数の整備)、情報伝達体制の強化(市町村防災行政無線の整備、J-ALERTによる住民への緊急情報の伝達手段の整備)、消防救急デジタル無線の整備促進、消防の広域化の推進、救助活動能力の向上、国際消防救助隊の迅速・効果的な対応体制の整備により、国内の災害対応力の向上、有事の際の国民保護体制の確保、諸外国における災害支援体制の向上を図る。	
(3)	救急救命体制の充実 (平成20年度)	488百万円 (227百万円)	203百万円	84百万円	20～22	消防と医療の連携強化(傷病者の搬送・受入体制の整備)、救急業務の高度化・実施体制の充実、一般市民に対する救命講習等による応急手当の普及促進により、救命率の向上、予後の改善を図る。	
(4)	身近な生活における安心・安全の確保 (平成20年度)	615百万円 (532百万円)	935百万円	934百万円	8～13	住宅用火災警報器の普及等による住宅防火対策の推進、公共施設における高齢者や障害者等に適した警報設備の普及、防火対象物の大規模・複合化を踏まえた防火安全対策(定期点検実施、特定違反対象物の改善)、危険物施設や石油コンビナートにおける地震・津波対策の推進により、身近な生活における火災等の被害の軽減を図る。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 測定指標に対する年度ごとの目標(値)がある場合には、目標(値)及び目標年度欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。